

令和3年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
11	30	火	本会議（招集日）	・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員長報告 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案審議		
12	1	水	休 会			
	2	木	本会議（2日目）	・一般質問（5人）		
	3	金	本会議（3日目）	・一般質問（3人）		
	4	土	休 日			
	5	日	休 日			
	6	月	本会議（4日目）	・総括質疑 常任委員会		
	7	火	休 会			
	8	水	休 会			
	9	木	休 会			
	10	金	休 会			
	11	土	休 日			
	12	日	休 日			
	13	月	休 会			
	14	火	休 会			
	15	水	休 会			
	16	木	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 日			
	19	日	休 日			

月	日	曜	日	程	備	考
20		月		本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案等審議 ・ 追加議案上程、審議 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会		

令和３年第４回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和３年１１月３０日

閉会 令和３年１２月２０日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 ６１	令和２年度さつま町歳入歳出決算の認定について	R3. 9. 24	R3. 11. 30	認 定	決算特別
６２	令和２年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	〃	〃	〃	〃
６３	令和２年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	〃
６５	専決処分の承認を求めることについて（専決第４号）（令和３年度さつま町一般会計補正予算（第８号））	R3. 11. 30	〃	承 認	—
６６	令和３年度さつま町一般会計補正予算（第９号）	〃	〃	原案可決	—
７２	令和３年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について	〃	〃	可 決	—
７３	さつま町固定資産評価員の選任について	〃	〃	同 意	—
６７	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	〃	R3. 12. 20	原案可決	総務厚生
６８	さつま町国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
６９	令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１０号）	〃	〃	〃	２委員会
７０	令和３年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）	〃	〃	〃	総務厚生
７１	令和３年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃	〃
７４	令和３年度さつま町一般会計補正予算（第１１号）	R3. 12. 20	〃	〃	—
７５	令和２年 林道災害復旧事業 北薩２号線工事請負変更契約の締結について	〃	〃	可 決	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○11月30日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について	4
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	4
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	4
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和3年度さつま町一般会計補正予算（第8号））	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	12
（提案理由説明）	
議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	12
（提案理由説明）	
議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	12
（提案理由説明）	
議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	12
（提案理由説明）	
議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	12
（提案理由説明）	
議案第72号 令和3年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について	14
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	

議案第73号 さつま町固定資産評価員の選任について	15
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
散 会	15

○12月2日(第2日)

一般質問表	17
会議を開催した年月日及び場所	19
出欠席議員氏名	19
出席事務局職員	19
出席説明員氏名	19
本日の会議に付した事件	20
開 議	21
一 般 質 問	21
古田 昌也議員	21
SNSの活用による情報発信について	
地域担当職員制度及び役場職員の在り方について	
岸良 光廣議員	30
行政改革について	
平山 俊郎議員	37
自衛隊誘致について	
新改 幸一議員	40
中古ランドセルの活用について	
川口 憲男議員	43
令和4年度当初予算編成について	
散 会	53

○12月3日(第3日)

一般質問表	55
会議を開催した年月日及び場所	57
出欠席議員氏名	57
出席事務局職員	57
出席説明員氏名	57
本日の会議に付した事件	58
開 議	59
一 般 質 問	59
上圀 一行議員	59
町長マニフェストについて	
有川 美子議員	62
猫の多頭飼育について	
外国人との共生社会に向けた地域防災について	
中村 慎一議員	72

高齢者の交通対策について

散 会	8 0
-----------	-----

○12月6日（第4日）

会議を開催した年月日及び場所	8 1
出欠席議員氏名	8 1
出席事務局職員	8 1
出席説明員氏名	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
議案付託表	8 3
開 議	8 4
議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	8 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	8 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	8 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	8 6
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	8 6

○12月20日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	8 9
出欠席議員氏名	8 9
出席事務局職員	8 9
出席説明員氏名	8 9
本日の会議に付した事件	9 0
開 議	9 1
議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について	9 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について	9 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）	9 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	9 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	

議案第 7 1 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	9 1
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 4 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 1 号）	9 6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 7 5 号 令和 2 年 林道災害復旧事業 北薩 2 号線工事請負変更契約の締結について	9 7
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議員派遣の件	9 8
（決定）	
閉会中の継続調査の件	9 8
（決定）	
閉 会	9 8

令和3年第4回さつま町議会定例会

第 1 日

令和3年11月30日

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和3年11月30日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 松 山 和 久 君	町民環境課長 下 田 良 二 君
保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君
農 政 課 長 山 口 泰 徳 君	担い手育成支援室長 田 島 浩 喜 君
耕地林業課長 櫻 伸 一 君	商工観光PR課長 市 来 浩 二 君
建 設 課 長 野 田 真一郎 君	代表監査委員 紺 屋 一 幸 君
監査委員事務局長 久保田 春 彦 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 6 1 号 令和 2 年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第 6 2 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第 7 議案第 6 3 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第 6 5 号 専決処分の承認を求めることについて（専決第 4 号）（令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 8 号））
- 第 9 議案第 6 6 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 10 議案第 6 7 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 11 議案第 6 8 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 12 議案第 6 9 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 13 議案第 7 0 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 14 議案第 7 1 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 15 議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について
- 第 16 議案第 7 3 号 さつま町固定資産評価員の選任について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回さつま町議会定例会を開会します。
農業委員会会長から、本定例会を欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、古田昌也議員及び12番、
岸良光廣議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの21日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月20日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略します。
なお、監査委員から例月出納検査及び財政援助団体等の監査の結果報告並びに教育委員会から、
令和2年度教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告書の提出がありましたので、その写しをお配りしてあります。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。町長の報告を許します。
〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございます
けれども、この中で、11月24日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望及び新型コロナウイルス
ワクチンの接種状況について補足して御報告いたします。

初めに、11月24日の北薩空港幹線道路整備促進期成会中央要望についてでございます。

私が会長を務めております当期成会及び出水市とさつま町の議会で組織されている国道504号さつま町・出水市区間改良整備促進議員期成会において、国土交通省、財務省、県選出国會議員への要望活動を行ってまいりました。

また、要望の際には小里泰弘国會議員にも御同行いただき、地元からの熱い思いをお伝えいただいたところでございます。

今回の要望では、北薩横断道路の早期整備のほか、ポストコロナ時代の新たな日常の実現化に向けて、道路予算の総額確保や農林水産物の輸送効率化、災害時の代替路の必要性、重要物流道路への指定もお願いし、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策によるネットワーク整備の加速化が図られるよう、必要とする確実な予算確保についてお願いしてきたところでございます。

これに対しまして、国土交通省山田邦博事務次官からは、道路整備の充実は地域活性化の基本であり、しっかり考えたい、と回答をいただいたところでございます。

なお、宮之城道路広瀬インターチェンジから泊野インターチェンジ間、約10キロメートルについては、現在、鋭意調査が進められているところでございます。

国としましても、現在、予算編成大詰めのこの時期を迎えているということでございますので、今後は全線の早期完成に向けまして安定的な財源確保にしっかりと取り組んでいただくよう強くお願いしてまいりました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の接種状況でございます。

11月25日現在、12歳以上の対象者数に対しまして、1回目の接種率が91.8%となっており、2回目接種率が90.8%となっているところでございます。

また、3回目の接種につきましては、実施期間が12月1日から来年の9月30日までとなっておりまして、対象者は、2回目接種後、おおむね8か月以上経過した18歳以上の方に接種を1回行うことになっているところでございます。4月に2回目を接種し12月以降に3回目接種が可能な方々へ、今月19日に接種券を発送済みでありまして、今後も毎月対象者を抽出し、順次発送を行うことにいたしております。

実施医療機関につきましては、1回目及び2回目同様、14の医療機関で、使用するワクチンは、現時点ではファイザー社製のものとなっているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」、日程第7「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第7「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」までの議案3件を一括して議題とします。

決算特別委員会の審査の中で、決算書に併せて提出のありました書類に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申出を受けて審査が行われております。配布しました正誤表により、訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔上圀 一行議員登壇〕

○決算特別委員長（上圀 一行議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、審査の過程と結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、去る9月24日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私上圀一行が、副委員長に古田昌也委員が選任されました。審査は9月28日から10月1日までの4日間の日程で行い、執行部から各種資料の提出を求め、計数等の精査は、既に監査委員で例月出納検査や決算審査等が実施済みで、専門的立場で照査されていることから必要最小限にとどめ、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところであります。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案3件のうち、議案第61号及び議案第62号については認定すべきもの、議案第63号については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

はじめに、消防本部の関係では、AEDを91か所に98台設置しているが、夜間に使用できない施設があるため、24時間営業しているコンビニエンスストアへの設置の検討についてただしましたところ、店舗としての費用対効果を考えられ、設置していただけない状況とのことであります。

次に、町民環境課の関係では、改良住宅の空き家となっている住宅の廃止や解体など、計画的に管理されているのかただしましたところ、廃止や解体は行っていないが、入居状況を見ながら検討しているとのことであります。

また、ごみのリサイクル率20%を目標としていたが、どの程度達成できたのかただしましたところ、リサイクル率は平成29年度が13.7%、平成30年度が14.3%、令和元年度は生ごみリサイクルを虎居地区でモデル的に実施したことにより20.4%となっており、令和2年度は全町で生ごみリサイクルを開始したことで22.6%となり、確実にリサイクルが進んでいるとのことであります。

次に、保健福祉課の関係では、自殺予防対策として「こころの元気カフェ」を月1回開き、自殺者は減少しているとのことであるが、開催数を増やす考えはないかただしましたところ、周知不足もあり利用者が少ない状況である。心理士による心の健康相談であることをもっと広く町民への周知を図りたい。民間の支援団体はほかにはなく、ゲートキーパーの確保を図るため、研修会を開催しているとのことであります。

また、特定検診の受診率が、コロナ禍により受診を控えたことが要因で、目標としていた70%を下回ったとあるが、今後の受診率向上対策についてただしましたところ、公民会での声かけや公民会放送をしていただいている。新たに特定検診の対象になる方への訪問、勧奨等を通して、受診率向上に努めたいとのことであります。

次に、子ども支援課の関係では、小学校5、6年生を対象に、いのちを育む授業を実施しているが、近年は発育も早いことから、低学年から実施する考えはないかたまたしたところ、平成26年からモデル的に実施し、現在は小学校5年生から中学校3年生まで実施している。また、学校では、指導要領に基づいて低学年から性に関する指導をされているが、子供の成長も成熟度が低年齢化していることから、小学校低学年からの町での実施については、今後、学校や助産師と検討していきたいとのことであります。

次に、税務課の関係では、コンビニ収納やスマートフォンでの決済サービスを導入しているが、費用対効果についてたまたしたところ、コンビニエンスストア、スマートフォンによる収納額は約2億7,000万円である。スマホ決済は902件、コンビニでの時間外利用が約34%で、利便性の向上に寄与しているとのことであります。また、コンビニ収納やスマートフォン決済は、手数料が口座振替に比べて高いが、利便性の拡充という点では、選択肢を広げていくことも大事であるとのことであります。

次に、ふるさと振興課の関係では、ものづくり企業振興会事業による企業見学会や説明会の状況についてたまたしたところ、ハローワークに求人を出しても応募が少ない状況であることから、町内唯一の高校である薩摩中央高校3年生を対象とした企業見学の実施、1、2年生を対象とした企業説明会を行うなど、町内企業への関心と就職につなげることを目的として取り組んでおり、徐々にではあるが雇用の確保につながってきているとのことであります。

次に、農政課の関係では、畜産クラスター事業を活用し規模拡大される農家や後継者の現状についてたまたしたところ、ここ数年、子牛の価格が高値を推移していることから、畜産農家の後継者が多くなってきている。就農者の年齢は、令和2年の農林業センサスでは60歳を10年前と比較すると10歳若くなっており、新規就農者や規模拡大される農家に事業を活用していただき、飼育頭数も増やしていきたいとのことであります。

次に、耕地林業課の関係では、地域林政アドバイザーによる伐採届の現地確認及び指導で、伐採後の植林についての指導は実施されているのかたまたしたところ、伐採届出後にアドバイザーと職員で現地を確認し、作業内容の確認と降雨等での影響がないよう指導している。伐採後の植林については、森林所有者にお願いをするだけしかないので、伐採業者へも植林の働きかけをしているとのことであります。

次に、建設課の関係では、町道維持補修の対応策についてたまたしたところ、補修内容の緊急性等を勘案しながら、職員でできる補修はすぐ対応しているが、補修内容によっては、業者に依頼するなどその都度対応している。今後は早急に対応できるように補修業者と連携をとっていききたいとのことであります。

また、河川の水閘門操作員の指導や研修の回数についてたまたしたところ、出水期前に説明会を開き、操作方法の研修や提出書類の確認を行い、毎月点検を行っていただき、円滑に操作ができるようにしているとのことであります。

次に、企画政策課の関係では、移住定住が進まない理由の1つに、交通の利便性に問題があると思われるが、今後の方策についてたまたしたところ、町内の地域公共交通は、民間民営バスやコミュニティバス、乗合タクシーを運行しており、交通手段の確保は最大限の努力を行ってきている。改善点としては、運行本数が少ないことが考えられることから、運転手や車両の確保対策などを図った上で、本数を増やすことが課題と認識しているとのことであります。

次に、学校給食センターの関係では、年間一人当たり2万2,000円の給食費助成を行っているが、民間委託後も継続される予定かたまたしたところ、マニフェスト事業として取り組んでいることから、継続する方向で協議しているとのことであります。

次に、商工観光PR課の関係では、各商店の店主やスタッフが講師となって「さつまdeまちゼミ」を実施しているが、開催にあたり、コロナ対策と参加者の内訳や今後の取組についてただしましたところ、感染症対策は検温や手指消毒、マスク、参加者の住所管理を行い、原則3人以下で開催され、参加者は町内184人、町外16人であった。今後も今まで以上に後押しをしていく予定で、パネル展も役場本庁ロビーで実施しているとのことであります。

次に、高齢者支援課の関係では、いぬまき荘は利用者も減少傾向にあり、施設の老朽化に伴い維持費も増大してきていることから、今後の方向性についてただしましたところ、公共施設の検討委員会を経て、将来的には廃止の方向で検討を進めており、温泉の泉源の関係もあることから、関係機関と十分協議し、また、老人クラブの事務局やサロン等の利用については、鶴田保健センターに移す計画であるとのことであります。

次に、社会教育課の関係では、図書室での貸出し冊数の増加につながる取組と電子書籍の導入についてただしましたところ、おはなしの部屋を土曜日又は日曜日に開催したり、読書フェスティバル、スタンプラリー、古本市などを実施している。今後は図書館の利用増につながるイベント等を検討していきたいとのことであり、電子書籍については、今後取り入れていけるよう検討していきたいとのことであります。

次に、総務課の関係では、交通安全施設の整備については、各公民館等の要望を受け、優先順位により改善されているが、特に通学路の危険箇所の重点整備についてただしましたところ、建設課と協議し整備を進めており、通学路については、各学校から要望があった箇所を北薩地域振興局や警察署と協議しており、令和3年度も関係機関と連携をとりながら施設整備に取り組んでいるとのことであります。

次に、財政課の関係では、ふるさとさつま応援基金の財源の充当先並びに経常収支比率の分析状況及び改善策についてただしましたところ、主な充当先は福祉給食や学校給食、教育関係、図書運営などである。経常収支比率の状況は、公表されている令和元年度では92.3%で、県内43自治体中、上から20番目となっており、その改善策としては、人件費や物件費、維持補修費等を抑制していきながら、地方債は計画的な借入れを行い、平準化した公債費の返済となるよう財政運営に努めるとのことであります。

次に、学校教育課の関係では、スクールソーシャルワーカー活用事業により不登校者数が減少しているとのことであるが、理由についてただしましたところ、中学校卒業により減少したことにもよるが、小学校57件、中学校398件の事例にスクールソーシャルワーカーが関わる中で、教職員や保護者と連携しながら、個々の児童生徒の状況に十分配慮して取り組んできたことが減少してきた主な理由であると捉えている。今後も、児童生徒が楽しく学校生活を送ることができるよう、現状のスクールソーシャルワーカー事業を維持しながら、児童生徒一人一人に寄り添った支援を進めていきたいとのことであります。

次は、「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」及び「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」であります。

水道事業では、今後、老朽管の布設替えが多くなると予想されるが、宅地開発などにより、配水管施設等の設備投資が必要になったときの対策についてただしましたところ、現在も五日町地区の水圧不足による整備や佐志地区の配水池整備、倉内工業団地内の整備も進めており、先行投資によるインフラ整備に遅れが生じないように、いち早く情報収集をしているとのことであります。

最後に、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に取り組まされ、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、一般会計では、歳入歳出予算額も増加し、歳入総額172億5,506万5,000円、歳出総額162億7,721万5,000円となっている。経常収支比

率は92.5%とやや高いが、実質公債費比率は、県平均6.8%で本町は4.0%、将来負担比率はないという財政の健全化を維持しているようであります。

また、審査の中で、質問に対し要領を得ない答弁があったことから、事前に打合せを密にし臨まれるよう要請いたします。

以上、決算審査の概要等を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても慎重に審査した次第であります。

今後も効率的な行財政運営に努められるとともに、次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要請し、報告を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから決算特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで決算特別委員長に対する質疑を終わります。

これから順に、討論、採決を行います。

まず、議案第61号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第61号 令和2年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第62号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮之脇尚美議員）

起立全員です。よって、「議案第62号 令和2年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 令和2年度さつま町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

ここで演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

△日程第8「議案第65号 専決処分の承認を求めること
について（専決第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第65号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、令和3年度さつま町一般会計補正予算（第8号）について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第65号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」につきましては、このたびの高病原性鳥インフルエンザに伴い、家畜防疫対策に係る経費の補正に緊急を要したため、令和3年11月12日付で専決処分をさせていただいたところであります。

それでは、内容につきまして、補正予算書で説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

ただいま専決処分の説明があつて、スピード感を持った早急な対策を取っていただいたということで大変感謝を申し上げますが、金額的にはさつま町としてこういう専決処分の金額を提示されたわけでございますけれども、今朝の新聞を見てみますと、出水の、この鶴の生息地に新たにまた菌の発生というのが今日の新聞に載っておりました。そういう報道関係を見まして、本当に、今年、さつま町も1月には大変な苦しい思いをしたわけでございますが、こういう流れの中に、現在のところ、今朝の新聞を含めて、このインフルエンザに対するいろんな情報等があれば、この場でお示し、報告ができれば大変ありがたいと思っておりますので、今の状況をお知らせいただきたいと思ひます。

○農政課長（山口 泰徳君）

鳥インフルエンザの関係につきましては、現在、328号の消毒ポイントにおいて、さつま町の職員が3交代、24時間体制で従事しているところでございます。

県のほうで、ため池の消毒の関係で新たな事業を創設するという事をお聞きしまして、一応、さつま町として事業を実施するという事で手挙げをしたところでございます。これによりまして、ため池への消石灰の配布、また、消毒剤の散布等も可能になるということで考えております。県のほうから、配布の日程等については、まだ詳しく言っておりませんので、そういう情報が入り次第、ため池への散布というのを計画したいと考えているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となつています議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よつて、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よつて、「議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」は、承認されました。

△日程第9「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」についてでございます。

これは、児童福祉費に要する経費及び道路橋梁河川災害復旧費、介護保険対策費、社会教育総務費、農業総務費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ169億5,350万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○上別府ユキ議員

11月初めに、子供世帯への手厚い補助ということで、即、国会のほうで決議されて、この12月に支給されるという道筋が今日ここに示されたわけですが、その中で、5万円の現金と、もう残りの5万円の、現金ではない部分の支給についての支給がセットで可決されたようなところがあったんですが、この5万円以外の支給についての計画みたいなのは、町のほうには何も指示はされていないのでしょうか。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

ただいまの質問の、残りの5万円分ですが、町のほうには、今後、年度末をめどに支払う予定であるので準備をするようにということは来ておりますが、詳細につきましては、現在の国会の補正予算で決まるものですから、まだこちらのほうには来ておりません。

時期といたしましては、3月から4月にかけての新年度、やはり子供さんにお金がかかる時期までに支払うように準備をなさいということだけは通知が来ております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第10「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第11「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第12「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第13「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第14「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」から、日程第14「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」までの、議案5件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第67号から議案第71号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法等の関係法令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

これは、健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」であります。

これは、道路橋梁河川災害復旧に要する経費及び物産観光費、予防費、担い手育成費、学校管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億4,713万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ175億64万円とするものでございます。

次に、「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

これは、一般被保険者高額療養費に要する経費及び賦課徴収費、一般被保険者高額介護合算療養費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ211万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ30億9,416万

1,000円とするものであります。

最後に、「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

これは、農業集落排水施設整備費に要する経費を補正しようとするもので、歳出予算の組替えを行うものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（松山 和久君）

「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時39分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

それでは、「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○町民環境課長（下田 良二君）

それでは、「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま、議題となっています各議案に対する質疑は、12月6日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

**△日程第 15「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業
運床線工事請負契約の締結について」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第 15「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について」でございます。

これは、令和 3 年林道災害復旧事業運床線につきまして、去る 11 月 2 日、入札を執行した結果、薩摩建設株式会社が落札したものでございます。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第 7 2 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第 7 2 号 令和 3 年林道災害復旧事業運床線工事請負契約の締結について」は、可決されました。

〔副町長 高田 真君自主退席〕

△日程第１６「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の
選任について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第１６「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の選任について」を議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の選任について」でございます。
さつま町固定資産評価員に、高田真氏を選任しようとするものでありまして、地方税法第
４０４条第２項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいた
します。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（松山 和久君）

「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の選任について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第７３号は、会議規則第３９条第３項の規
定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の選任について」を採決します。

お諮りします。本件は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第７３号 さつま町固定資産評価員の選任について」は、
同意することに決定しました。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

12月2日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時03分

令和3年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

令和3年12月2日

令和３年第４回定例会一般質問
令和３年１２月２日（第２日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(11) 古 田 昌 也	1 SNSの活用による情報発信について (1) 本年度は、新型コロナウイルス感染症や令和３年７月豪雨災害などの危機事象があり、町民に対する情報提供等の周知徹底が重要だと感じている。現在は、防災行政無線や町ホームページ等で情報発信、周知を行っているが、SNSを活用し、情報発信を行う考えはないか。 (2) 情報発信、周知にSNSを活用するためにも、町長マニフェストでもある行政のデジタル化を推進する必要があるが、専門の部署や係を設置する考えはないか。また、ワクチン接種予約でLINEを活用したように、業務の連携や町民サービスの向上にSNSを活用する考えはないか。 2 地域担当職員制度及び役場職員の在り方について (1) 地域担当職員制度は、区公民館等地域にとってはありがたく、素晴らしい制度だと考えている。役場職員が地域づくりに邁進してもらえるような体制の構築と、地域のリーダーとなる人材の育成、支援を行う考えはないか。 (2) 役場職員採用時は、町内在住が条件だと聞いているが、現在町外在住者は何人いるのか。また、令和３年７月豪雨災害のような緊急事態が発生した場合、町外在住職員はどのような対応を行い、危機管理体制は万全だと考えているか。
2	(12) 岸 良 光 廣	1 行政改革について (1) 人口減対策について、国の将来人口推計より速いペースでさつま町の人口減少が進んでいるが、今後どのように対策を考えているか。 (2) 職員定数について、今後１０年間で６０歳定年を６５歳に国が方針を決定したが、さつま町として今後職員数をどのように考えているか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
3	(2) 平 山 俊 郎	1 自衛隊誘致について 町長は、自衛隊誘致活動について本年6月議会定例会で「官民一体となり、積極的に進めていく」と答弁された。民間では、自衛隊施設誘致推進協議会が組織され、今回誘致活動を促進するために組織改編をしたと聞いているが、次の2点について問う。 (1) この半年間で自衛隊誘致に対して進展があったのか。 (2) 自衛隊誘致活動を積極的に進めていくためにも、推進方針を定め、役場内に自衛隊誘致促進専門の部署を設置する考えはないか。また、企業誘致の一つとして、誘致業務に加える考えはないか。
4	(1) 新 改 幸 一	1 中古ランドセルの活用について 物を大切にする教育の中で、6年間使ったランドセルは思い出が詰まっており、子供たちや保護者は、愛用したランドセルが「誰かの役に立てば」と思っているのではないか。SDGsの取組の一環としても支援団体と連携し、開発途上国など必要とされる国や地域へランドセルを送る取組を行う考えはないか。
5	(14) 川 口 憲 男	1 令和4年度当初予算編成について 令和4年度の当初予算編成の時期に来ているが、町長にとっては、新しい町政へ取り組む予算編成となる。コロナ禍により経済的にも厳しい状況ではあるが、次の2点について取組方針を問う。 (1) まちづくりには、人口問題対策、経済振興対策、定住対策等の課題が重要であるが、予算編成をどのように組み立てて町の活性化を図る考えか。 (2) 地方交付税の減少、人口減やコロナ禍による町民税等の減収により、自主財源の確保対策が課題となっている。ふるさと納税、移住定住、企業誘致等の積極的な推進が必要と考えるが、予算編成にどのように取り組む考えか。

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和3年12月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
担い手育成支援室長 田 島 浩 喜 君	商工観光PR課長 市 來 浩 二 君
ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君	教育総務課長 早 崎 行 宏 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限は、ありません。質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

おはようございます。令和3年第4回目の定例会、最初の質問者としてやらさせていただきますので、ぜひよろしくお願いいたします。

本年度、新型コロナウイルス感染症から始まり、7月には豪雨災害と、いろいろと様々な災害や被害があったことだと思います。

その中でも、最近、コロナウイルスも落ち着いてきたところではありますが、まだまだやっぱり予断を許さない日々が続くと思われます。

しかし、鹿児島県では11月25日にステージゼロとなりまして、飲食業並びにその他もろもろで規制が取れたところでございます。去年も忘年会やそういった飲み会、自粛していたところを再度、活発できるような形にさせていただきたいと思いますが、そこには必ずお店側も、お客さん側も、ルールを守りながら楽しく、そういう会を開いていただきたいと思います。

その中で、本年度、特に感じたところが、情報発信の在り方、すごく重要性を感じております。そこで、質問のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、最初に、SNSの活用による情報発信についてでございます。本年度は先ほども言ったとおり、新型コロナウイルス感染症や令和3年7月豪雨災害など、危機事象があり、町民に対する情報発信などの周知徹底が重要だと感じました。現在、防災無線や町ホームページなどで情報発信・周知を行っているが、SNSを活用し、情報発信を行う考えはないか。

次に、情報発信周知にSNSを活用するためにも、町長マニフェストでもある行政のデジタル化を推進する必要があるが、専門の部署や係を設置する考えはないか。また、ワクチン接種予約でLINEを活用したように、業務の連携や町民サービスの向上にSNSを活用する考えはないか、お聞かせください。

次に、地域担当職員制度及び役場職員の在り方についてでございます。

まず、地域担当職員制度は、区公民館など、地域にとってありがたく、素晴らしい制度だと考えています。役場職員が地域づくりに邁進してもらえるような体制の構築と、地域のリーダーとなる人材の育成、支援を行う考えはないか、お聞かせください。

また、役場職員採用時は、町内在住が条件だと聞いていますが、現在、町外在住者は何人いるのか。また、令和3年7月豪雨災害のような緊急事態が発生した場合、町外在住の職員はどのような対応を行い、危機管理体制は万全かをお聞かせください。

以上、よろしくお願いいたします。

〔古田 昌也議員降壇〕
〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。古田昌也議員のほうからの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の、防災情報のSNSを活用した御質問でございます。防災情報につきましては、防災無線とホームページを活用して今現在、情報を発信しているところでございます。また、登録を希望された方に対しましては、安全安心メールによりこの災害情報を送信しているところでございます。さらに鹿児島県のシステムでございますが、Lアラートに入力しますと、テレビ局に瞬時でこの情報が伝達されまして、テレビ画面で避難情報などが確認できるところでございます。

また、現在、さつま町の公式ラインで登録された方々にも避難情報を随時、発信しているところでございます。

御質問にありますSNS、例えばフェイスブックとかLINE等活用した情報発信につきましては、文字に加え写真による情報伝達も行える利点もありますことから、役場内におきまして勉強会も開催しながら、情報発信の在り方について検討を進めているところでございます。

受け手である町民の方々のこの情報入手方法も多様化している中におきまして、災害時は迅速かつ正確な情報を確実に住民に伝えることが最も重要でありますことから、より入手しやすい多様なこの情報伝達の手法を検討してまいりたいと考えているところであります。

2点目の、デジタル専門部署の設置関係についての御質問でございます。

国におきましては、本年9月にデジタル庁を設置されまして、行政のデジタル化は今後、ますます加速していくものと思っているところであります。行政のデジタル化の推進につきましては、私のマニフェストの一つでもあり、9月議会におきましても、行政のデジタル化の推進に取り組む、と回答させていただいているところであります。

専門部署や係の設置につきましては、SNSの活用はもとより、この増大する業務や複雑化する行政課題に対応した事務の効率化や住民サービスの向上のためには、デジタル化の推進が必須でありますことから、職員の、定員の管理等も含めまして進めてまいりたいと考えているところであります。

また、SNSの一つでありますこのLINEの活用につきましても、コロナウイルスワクチン接種予約での活用実績もございます。先般、LINEを活用した行政サービスの提供について研修会も開催するなど、今後も様々な業務に活用できると期待しているところでございますので、他の自治体の先進事例も参考にしながら、活用の幅を広げていきたいと考えているところであります。

次に、地域担当職員制度及び役場職員の在り方についての御質問でございます。

まず1項目めの、役場職員がこの地域づくりに取り組みやすい体制の構築と、地域リーダーとなる人材の育成について行う考えはないか、との質問でございますけれども、この制度につきましては、合併前の平成9年から旧宮之城町で始めたものでございます。名称を変えながら、形を変えながら、現在に至っているところであります。

現在、全職員を対象とし、地元職員を中心に20の区公民館に総勢94名の地域担当職員を配置して、地域活動の支援をいたしているところでございます。区公民館の人口規模や要望等をもとに、1区当たり3人から6人程度を1期2年でその任についているところであります。このような活動を行っていることから、地域からも地域担当職員に対します感謝の言葉もいただいております。今後も必要な制度であると、私は認識いたしているところであります。

地域担当職員の主な活動内容としましては、大きく3つの項目を掲げております。まず1つ目には、地域づくり活性化計画策定の支援がございます。昨年度がちょうどこの見直しの年度でありまして、区公民館や役員の方々と一緒になりまして、今年度から令和7年度までの5年間に及ぶ計画策定の支援をいたしたところでございます。

2つ目には、各種区公民館で行われる行事等における計画づくりとその実践に向けての支援、3つ目には地域と行政の連絡調整と相談業務でございます。地域担当職員もそれぞれ日々の業務を持ちながら従事しておりますことから、地域からの相談や事務などの依頼があった場合には、可能な範囲で地域活動に従事できるよう、配慮いたしておるところでございます。所属する部署には、その都度、周知をいたしているところでございます。地域のこのリーダーとなる人材の育成につきましては、地域担当職員研修会の開催や、国や県などから提供される制度や取組事例などの情報を、職員に随時提供しているところでございます。

また、職員の自主研修制度も設けておりまして、直接業務とは関係ない分野での研修機会に就ましての経費の一部の助成もいたしておりまして、今後も引き続き職員の自己研鑽を促していきたいと考えているところであります。

次に、2項目めの町外在住者に関する質問でございます。

職員採用試験の案内におきましては、消防職を除き、原則として採用と同時に本町に居住できる者といたしているところであります。また、職員として採用する時点で強制ではないものの、原則として町内に居住していただくようお願いいたしています。これによりまして、危機管理の対応だけでなく、多様化する住民ニーズを的確に把握し、地域に根差した職員として、さらには地域の重要な担い手としての役割を果たすことにつながり、これこそが町民の皆様への最も身近な行政サービスの一つであると考えているところでございます。

しかしながら、役場に入庁後、結婚による配偶者の仕事の関係、それから子供の進学の関係、親の介護など、家庭の事情により、やむを得ず町外に居住している職員もいるところでございます。現在、常勤職員で20名がこの町外からの通勤となっているところであります。

なお、この緊急事態の発生若しくは予想をされる場合には、町内外の居住を問わず、情報連絡網等を通じまして避難所開設の可能性など、災害対応職員には事前に周知を図っているところでありまして、これにつきましてはしっかりと対応ができているものと思っているところであります。

今年の7月豪雨や地震など、予測できない災害の対応につきましても、地域防災計画による配備基準による参集、それから、また自らの判断により登庁するよう定め対応いたしているところでありまして、町民の安全安心のさらなる向上のためにも、この防災力の強化も図っているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

すぐく判りやすいことだったんですが、まず1点目のSNSの活用の情報発信について、周知、その他もろもろ行っているということで、重々承知はしているんですが、SNSの発信、LINE等などでの発信というのが、やはり災害時には強く、効果的で、早い、迅速な対応だと僕は認識をしていますが、町長は、その点はどのくらい重要性というか、認識をしているのかをお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

災害時におきまして、このLINEの活用、私もLINEを使っておりますけれども、非常に速いスピードで情報が入手できるという利点は、私も思っているところでございます。

先ほど申しましたように、LINEを活用できる方は、そういう形でLINEは非常に必須な部分がありますけれども、なかなかそこまでのそういう情報収集ができないという方もいらっしゃると思います。やはりここには冒頭申し上げましたように、防災無線なり、しっかりとこの正確に伝わる方法を取らざるを得ない、今のところは考えておりますけれども、今後につきましては、やっぱり私はその重要性というのは認識いたしているところであります。

○古田 昌也議員

そうですね。すごく重要だと思っております。

と言いますのも、今、この時期は正直、そういう情報発信には経費が倍かかると、僕は認識しています。と言いますのも、やっぱりSNSとかを活用できる年代と、やっぱりそうできない年代がすごく大きく分かれていますので、ただ、10年後、20年後、先のことを考えると、必ずこのSNSという発信については、もう重要性がどんどん増していくので、そこら辺を強く、どんどん、どんどん、今だからこそやらないといけないということが、多分明確にはなってきていると思いますので、ぜひ行っていただきたい。

その中で、このSNS、LINEなどの活用で、いろんなところで、消防とかと連携は取れているのかをお聞かせください。

○総務課長（原田 剛志君）

今現在、LINEのほうで防災情報を発信しているわけですが、その関係については消防、あるいはこちらの消防本部との連携を取りながら、正確な情報を提供しているところでございます。

○古田 昌也議員

そうですね。連携の重要性という形は、すごく僕自身の考え方では災害、情報発信という観点では、やはり消防であったりとか、警察であったりとか、そこら辺の連携という形で素早い情報発信というのを重要性になってきていると思いますので、そこら辺の連携は強化していただくよう要望したいと思います。

続きまして、次の質問ですが、情報発信周知にSNSを活用し、デジタル化という形でする考えはないのか。また、ワクチンの予約接種、LINEを活用したそういった制度であったりとか、建設課が災害箇所をグーグルマップなどに落とし、一目で場所、状況が判るようなシステムを構築しております。そこら辺で業務の連携や町民サービスの向上にSNSというのがすごく重要になってきていると思うんですが、町長はそこら辺のことを、どのくらい重要性があって、どのくらいのスピードでやろうかと考えておるのか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

SNSのこの活用の重要性というのは、先ほど申し上げたように、私も重要な部分だと思っております。先ほど来、申しますように、我々が行政として出す情報というのは、しっかりと正確なものでないといけないと、私は考えております。それぞれLINEを活用して住民の方々から、近隣の方々からいろんな情報が入ってまいります。そうした場合にしっかりとその情報というのが確かなものなのかどうなのかというのは、やっぱり確かめた上でしっかりとそういう正確な情報を出す義務というのが我々に、行政にあるかと思っているところであります。ですから、そこあたりはしっかりとこの確認と言いますか、正確な情報を出すという意味からは、何でもかんでもそれをそのまま入ってきた情報をそのまま流せるという問題ではないと、私は思っているところでございますけれども、このLINEの活用というのは非常に重要な部分でございます。

先ほど古田議員のほうからありましたけれども、今回、このワクチン接種におきましてLINEを活用しての予約の関係等についても、非常にスムーズにできた部分等もございます。まだま

だ活用の幅を広げていきたいと、私は思っているところでございます。いろんなことを今、研究しながら進めております。建設課の、先ほど言われましたように、災害時の災害箇所、これグーグルマップに落として表示していくというようなことも、今回、初めてこの7月豪雨の段階でさせていただきましたけども、まだまだ研究としてももう少し深めないといけない部分等もあるかと思っております。これについては今後、しっかりと研究をして進めていきたいと。早い段階でこれがしっかりとできるような形に進めていきたいと思っております。

○古田 昌也議員

先ほど答弁にもありましたように、正確でちゃんとした情報を発信する必要があるということでしたので、そうするためには、やはり専門の部署や係というのを作るというのが必ず重要にはなってくると思うんですが、その係をどういった形で作ろうという考え方っていうのは、何か素案みたいなのがあるんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

今現在、総務課内に情報政策係というのがございまして、いろんな情報の処理の関係等について携わっておりますけれども、やはりこのSNS等を活用していくには、それなりにしっかりとした部署と言いますか、係を設置いたしまして進めていく必要があると、私は思っているところでございます。これにつきましても、既にこのデジタルの関係等について担当課のほうにも支持をして、先ほども申しましたように、定員の問題等もございまして。人を増やすというのはなかなか難しい部分がございます。その中でどういう形でできるかということも支持をいたしております。早い段階でそのような対応ができるような形では進めていきたいと考えております。

○古田 昌也議員

そうですね。人、やっぱり行政改革でやったりとかで人がどんどん、どんどん、減って行く中、必ずこのSNSであったりとか、AIの導入っていう形で業務提携、業務の簡潔化という形で、どんどん、どんどん、そういう形でやって行くのが絶対に必要だと考えております。

先ほども言われた、どういう形でやっていくかとおっしゃっていましたが、役場職員の中には、そういった技術に特化した人間という形で、必ず多分、おられるという話はよく耳にします。先ほどのおっしゃってました建設課の方々のグーグルマップであったりとか、ワクチン予約、さつま町がすごくスムーズだったと他の市町村からのお声もいただいているぐらい、やはりそういった形でSNSの活用というのは重要視されてきております。

その他でも特定健診の予約や母子手帳の配布の予約、その他もろもろを、他市になるんですが、霧島市では専門のアプリを使って、そういう形で情報発信をしているとお聞きするんですが、確認しますと、現在、町でやっている公式LINE、登録者が約4,000名でしたかね。その中で、アプリと同様ぐらいのことができるということをお聞きしたんですが、その点の認識というのは、町長としてはございますか。

○町長（上野 俊市君）

私も、今回、このLINEについては新型コロナ、このワクチン接種の関係等について使わせていただいておりますし、私もここは認識いたしているところでございます。この活用の幅を広げていくのは、十分可能かと考えております。

ただし、一定程度の経費が当然出てきますので、そこあたりも見極めながら、できるものは取り入れていきたいと思っております。

○古田 昌也議員

そうですね。ある程度のやっぱり経費、血税のほうを使うのでそこら辺は慎重にならざるを得ないと思うんですが、ただ緊急事態、こういったことっていうのは、本当に本年度でも感じたよ

うに、いつ、いかなるときに起こるかどうかわからない。そのためには、やはり今、重要視されるのは情報の発信であって、本当にここのSNSであったり防災無線、その他もろもろの媒体、情報の伝達というのがすごく重要になってくるというのが本当に感じました。

なので、もう早期に取り組んでいただきたい。それで、こういった技術を持っている職員が実際にさつま町にはおられるので、本当に早期に、その職員、希望者でもいいですし、本当に特化した職員をもう本年度中、難しいですけど今年度中じゃなくて令和3年度の3月ぐらいまでに何か設置するんだったり、形を作るとかいうようなことは、町長は今までは考えてないでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

そこの部分については、私にお任せいただければと思います。退職の数とか新規採用の数も当然、先ほど来ありますように、定数を削減しながら、今、進めております。その中で適材適所の人間の配置をしていくということはもちろんのことですけれども、一概にできるというものでもないかと思っております。古田議員からもありますように、ここにつきましては、できるだけスピード感を持って私もしたいとは思っています。ここについてはお任せいただきたいと思います。

○古田 昌也議員

そうですね。もう本当に、でも重要なことだと、僕は認識しております。5年、10年後、20年後のさつま町を考えても、これから僕らはSNSを活用する年代がどんどん、どんどん高齢化していき、そういったことで情報を取れる手段としての一つとして、確立できたので、早急な対応をぜひともお願いしたいと思っております。

続きまして、地域担当職員への制度のことに關してですが、地域担当職員、本当にすばらしくありがたい、地域にとってはなくてはならない制度だと思っております。

すいません、僕の勉強不足かもしれないんですが、そもそも旧宮之城町で始まったときに、なぜこういう制度を作ろうかと思ったのかをお聞かせください。

○企画政策課長（角 茂樹君）

現制度につきましては、平成21年度の地域づくり活性化計画の策定を契機といたしまして、それまでの地域窓口職員としての事務的な支援を主体とする取組から、地域担当職員の配置をいたしまして、計画策定に向け、話し合い活動にも参加をし、活性化対策の検討を一緒になって考えるなど、地域の主体的担い手、リーダーをサポートするための対応として配置をしたという経緯がございます。

この前の以前につきましては、先ほど町長が御答弁を申し上げましたように、地域担当窓口職員という制度を持っておりました。これにつきましては旧宮之城町時代で始まりまして、当時はOA化の急速な進展に伴い、ワープロ・パソコンなどが普及をし始め、役場においても各種会議・イベント等の資料等にも多用されるようになってきたと。このような時代の流れもありまして、地域においても非常にニーズが高まってきたということで、これらに応えるため、役場職員による事務的な支援を主体とする地域担当窓口職員を配置したというような経緯がございます。

○古田 昌也議員

ということは、僕の今の回答の認識でしたら、業務という形、業務的な形を取りながら始まったという考え方でいいんですか。それとももう完全に地域のためのボランティアっていう考え方の捉え方なんですか、どちらのほうでなんでしょうか、お聞かせください。

○企画政策課長（角 茂樹君）

業務として捉えるか、ボランティアとして捉えるかということにつきましては、非常に難しい

面がございます。この地域担当職員制度については、様々な地域活動において地域担当職員だけではなくて、それ以外の職員も関わりを持って参加をしていることは御理解をいただいているというふうに思っております。もちろん地域づくりや地域活動というのは、地域の役員や一部の住民の方だけで行われるものではございません。やはり多くの住民の方、御協力のもと、住民自らの手によって形作られるものであり、職員もそのような立場を理解しております。

そういった中で、一方では町職員として、行政組織の一員として所掌事務を担当し、職務に専念する義務を負っておりますが、地域からのニーズとか地域の活性化の難しさ、必要性も理解した上で、一方では地方自治法、地方公務員法といったような原理原則も見極めながら、可能な限り地域活動に従事する場合の職員の勤務の取扱い等についても柔軟に今現在、対応しているというようなことで、非常にここは複雑なところがございます。

○古田 昌也議員

複雑さはよく判りました。

しかし、自分事の考え方なんです、ボランティアっていうのが僕は非常にちょっと引っかかる場所がございます。いろんな議論がある中でですが、ここに対して、例えばですけど、地域内、地域、いろんな地域があります。2週間に1回、そういう会があるところ、それとも月に1回、3か月に1回しかないところ、様々な状況が違って、そこら辺の地域担当職員に対しての不平等感というものは感じたことはないんでしょうか、お聞かせください。

○企画政策課長（角 茂樹君）

今、おっしゃるとおり、いろんな職員におきましても、取組については様々であり、地域においても要請をされることもいろいろございますので、それを押しなべて見たときに、業務量としてというか、仕事の内容というか、取組の仕方のことについてまちまちでありますので、それは客観的に見たときには、そんなバランスは違うというのはあるというふうには認識しております。

○古田 昌也議員

そういうことがやっぱりあるようでしたら、僕としてはちゃんと予算を付けて、そういう形でお渡しできないか、そういう費用を付けられないかということをすごく強く感じます。

と言いますのも、地域っていうのはどんどん、どんどん高齢化していき、地域行事っていうことが役場職員の方々に頼らないとできないぐらいの勢いになっている地域が実際でございます。そうなってくると、やはり、そういうことではだめなんです、役場職員にどうしても頼ってしまう、どうしてもそうになってしまうという現状を踏まえて、人材育成という形でもいいですし、そこに対して手当っていう形でもいいですし、ぜひともそういった形。先ほど町長の答弁の中でもありまして、そういうのはあるとはお聞きしたんですが、そうではなく、やはりその地域に若手と二人三脚でその地域を作っていくリーダーだと。役場職員がいて地域のそのリーダーがいて、一緒に歩いていくというような形での予算の設置であったりとか、そこに対しての費用の補助であったりとか、公民館には各、各々で費用は出していると思いますが、そういったことをする考えはないんでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

地域に取りまして、この役場職員は非常に重要な、今、地位もいたしめているところがございます。本当に役場職員なくしてその地域が運営できないというような箇所もあるところでもございますけれども、ここに対してのその費用対価については、今のところ考えていないところであります。やはりそこにしっかりと入って行って、やっぱり自らがやる気を出して、本当にこの地域を支えていくんだという、そういう思いは出て来てくれたら、かえってありがたいと思っております。そこで対価を支払うことによりまして、これがもう業務の一環となるような形では、私

は本来のこの制度の目的じゃないと思っております。ここについては、今のところそういう考えはないところであります。

○古田 昌也議員

そして、すごくよく考え方が判るんですが、どうしても僕自身が、僕自身の考え方がやっぱり納得いかないというか、すごい言葉が難しいんですが、やはりどうしても現段階で、もう僕もしかりなんですが、どうしても役場に頼ってしまう面というのがすごく多いです。こっちに帰ってきてから約8年、いろいろと行事活動であったりとか参加したときに、どうしても役場の信頼度ってというのは、重要性というのは、すごくひしひしと感じます。本当に何かあれば、すぐ役場。何かあれば役場に聞いてみないと。何かあったらすぐ役場に連絡して解決していただく。すごく本当に地域担当職員の方々、役場の方々には本当に頭が下がる思いなんですが、ということでも、どんどん、どんどん、役場の職員数が減っていく形で計画を立てているのであれば、でもそこら辺の重要性が負担になってくる。負担になって、そのモチベーションが上がらないっていうことが懸念を僕はすごくしています。そこら辺も踏まえて、もう両輪でいいですから、何かちょっとそういった費用を再度、考えることはないんでしょうか。またお聞かせください、すいません。

○町長（上野 俊市君）

ありがたいお言葉でございます。

職員のこの地域担当のこの業務に当たるときには、今のところ勤務の関係等につきましても配慮いたしているところでもございます。先ほど来申し上げますように、そこに直接的なその対価という形で支払うということはいかななものか。今のところ考えていないところでございますけれども、ここは地域のほうからのまた声等もお聞きしながら、よりよい制度の充実と言いますか、図っていきたいと考えております。

私が常々職員に申し上げているのは、地域から、住民から頼られる公務員という姿を私は求めているところであります。そのようなことから、ここあたりもう一回、もう一回と言いますか、また地域の声もお聞きしながら進めていきたいと思えます。

○古田 昌也議員

判りました。もし検討・議論などをしていただければ、幸いだと思っておりますので、ぜひともそこは再度、深く議論をしていただきたいなということを強く要望したいと思います。

続きまして、役場職員の採用時は町内在住が条件だと聞いていますが、現在、町外者は何人いるのかという質問で、同様関係で、先ほども言いましたが、不公平感、そういった対応というのはスムーズに、実際には行われたんでしょうか、お聞かせください。

○総務課長（原田 剛志君）

この採用試験の際に、条件と言いますか、募集要項の中には、採用後、居住できる者、あるいはそれと職員、面接のときにも極力居住していただくようお願いはしているところでございますけれども、やはり今現在、20名いらっしゃる方のいろいろな事情を聞いてきますと、やはり入庁後に、先ほど言われたとおりいろいろな家庭の事情で町外にやむなく住まないといけない、そこから通勤しないといけないというような現状がございますので、そこらあたりは私たちとしてもやむを得ない理由でされているということで認識しているところでございます。

○古田 昌也議員

そうですね。様々な理由、先ほど答弁にもありましたように、考えても仕方がないと思うんですが、僕自身の信条としては、やはり役場職員の方々には町内に在住していただいて、先ほどの地域担当職員ではないですが窓口になって、やはり信頼感が強い役場職員であってほしいという考えが、やっぱりございます。

そこで、やっぱり町内在住者、町外在住の人も、今現在は仕方がないですが、新規採用する形であって、そこに対して強くそこを、必ず町内に在住することという縛りなどをつけるような考え方はないでしょうか、お聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

採用時にこの居住地要件を明確にうたいこむということになりますと、今、この憲法に定めております平等取扱いの原則等の関係等に抵触する恐れもあるというようなことから、我々としては慎重に行っているところでありまして、先ほど総務課長のほうが答弁をいたしましたけれども、やはりこの申込み時に原則として住んでいただきたいと。それから面接時にもしっかりとそこは確認をしながら、本町のほうに住んでいただきたいと。これについてはやはり災害時等とか、いろいろなしたときに、緊急にこの通勤してくるというのは非常に難しいというようなこともございまして、我々としまでも、当然ながらこの本町にしっかりと住んでいただきたいというのはお願いしているところでありまして、今後もそういう形で進めていきたいと思っております。

なかなかこの明文化した形で縛りをかけるというのは、今現在、いろんなところで法令等の関係等もございまして難しいところもございます。御理解いただきたいと思います。

○古田 昌也議員

そうですね。すごく難しい問題で、これも質問するべきかどうかというのは迷ったところでしたが、ただ、やはり20名の方を批判するわけではございませんが、人口減、人口減と言うてる中で、役場職員の方々が町外に住むというのは、やはり個人的にどうなのかと思ってしまうし、様々な理由があると思いますが、そういった問題を解決するのも役場の仕事であり、我々の仕事だと、すごく実感しているところがございます。やはり消費に関しても20名の方がおられてどう変わるかと言われると、変わらないかもしれませんが、やはりそういったまちづくりということを基本に考えますと、役場職員の方が町内に在住していただいて、町内のことを確認しながら行政に生かしていただくという考え方もあると、僕は認識しておりますので、ぜひともちょっとそこら辺というのを議論という形で、アンケートでも何でもいいので、何か形に残して、本当に役場職員の方々がどう思われているか、感じているか、意見の聴取っていうのをしていただきたいなと思っております。

やはり議論というのがすごく大切だと思いますので、いろんな意見、いろんな考え方、いろんな事ありますが、やはりさつま町の未来のために、そういった形を強く調べていただき、段取りしていただければ、すごくありがたいと思いますので、ぜひともそこら辺の、再度、役場職員の在り方について、再度、もう一度、こういったコロナウイルスであって時代が変わった、変わるような出来事があるときについて、ちょうど変革の時期だと思いますので、ぜひとも議論のほうしていただきたいと思います。

ここで、質問のほう終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○議長（宮之脇尚美議員）

引き続き、会議を開きます。

次は、１２番、岸良光廣議員に発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。町長におかれましては、今年４月から選挙後１年目になりますが、特に今年からこの１０年後にかけて人口減、あるいは財政面、職員数、いろいろな課題があると思うんですが、それらにつきましてまず行政改革について質問いたします。

まず、人口減対策について、国の将来人口推計より速いペースでさつま町の人口減少が進んでいる。今後どのように対策を考えておられるのか伺います。

２番目に職員定数について。今後１０年間で６０歳定年を６５歳に、国が方針を決定したが、さつま町として今後職員定数をどのように考えているのか伺います。

以上、１回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

岸良光廣議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず１点目の関係でございます。御案内のとおり、１１月３０日に令和２年の国勢調査結果の公表がありまして、議員御指摘のとおり、本町の人口は国の推計を上回る勢いで減少傾向が続いているところであります。人口減対策につきましては、令和元年度に策定いたしました第２期のさつま町まち・ひと・しごと創生総合戦略、また昨年度策定いたしました総合振興計画の後期基本計画の重点プロジェクトなど、対策を包括的に推進しておりますけれども、日本全体が人口減少時代にある中、本町におきましてもこの効果的な対策になかなかつながらないのが現状でございます。このようなことから町長マニフェストにも上げましたが、新たなこの人口減対策を議論する、協議するものを庁舎内に設けたところでございます。１０課１室１４係から成る定住対策プロジェクトチームを設置しまして、これまで議論を進めているところでございます。この中では人口減少に歯止めをかける、人口減少を緩やかに持つていくための問題点、それから有効なこの対策の洗い出し等も行っているところでございます。このプロジェクトチームで検討された内容のうち、必要性、緊急性が高い事業等につきましては、スピード感を持って進めていきたいと思っております。人口減少がもたらす影響につきましては、町民サービスに直結する行政運営に支障をきたすばかりでなく、医療、買い物、学校、公共交通、地域コミュニティなど、この町民生活、また企業や農業、商工業などの経済活動の幅広い分野に及びますことから、引き続きこの人口減少問題を町として取り組むべき最重要、最優先課題としまして、全ての職員が強い危機意識を共有しながら健全財政を念頭にさらなる既存事業の見直しや公共施設の適正化、新たな施策の構築、検討などを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員定数の関係等についての御質問でございます。議員からもございましたとおり、地方公務員法の一部を改正する法律が令和３年６月１日に公布されたところでございます。これは地方公務員の定年が６０歳から６５歳まで令和５年度から２年に１歳ずつ段階的に引き下げていくというものであります。現状につきましては、現行の第３次定員管理計画におきまして、令和７年４月１日における職員数を３０５人として見込んでいるところではございます。後期計画の５年間で２０人程度を削減することとしているところでございますけれども、この計画期間中におきましても状況に応じて適切な見直しを行うよう努めてきているところであります。職員定数につきましては、これまで議員からも御指摘等をいただいておりますことに加えまして、今般

のこの段階的な定年齢の引上げによります職員の定員管理のあり方につきましても、改めて検討加速化しているところでございます。具体的に申し上げますと、現行の第3次定員管理計画を見直しまして、新たに第4次のこの定員管理計画といたしまして、令和4年3月末までに策定できるように今現在作業を進めております。この新たな計画の中におきまして、今後10年間程度における職員数の見込みを可能な限りお示しできればと考えているところであります。私としましては、依然として歯止めのかからないこの人口減少と年々厳しさを増す財政状況の下では、今後ある程度の職員数の削減は必要であると認識いたしているところであります。しかしながら、単に削減ありきではなく、町民のサービス低下を招くことがないように努めながら、様々な場面や厳しい状況の中、窓口や現場で必死に奮闘している職員の心身への負荷等も十分考慮した上で多角的かつ複眼的な視点による検討協議を重ね、将来をしっかりと見据えながら適切な判断を行いたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長も言われましたように、この人口減少については様々な課題を抱えております。その中でまず、今日は学校再編、それから税収入、交付税、給食センター、それから再任用職員の活用、これらについてちょっとお伺いするんですが、その前にさつま町だけでなくもう日本全国どこもそうなんですけど、この人口に対しては台帳人口、それと推計人口。台帳人口というのはもう皆さん御存じのとおり、台帳に載っている全てなんですけど、推計人口というのは国勢調査を基にして現状何人いるのか、これが1番今の正しい数字だと思うんですけど。交付税はこの台帳人口から言いますので。台帳人口も約8年前は私が議員になったときは、台帳と推計と650人ぐらい差がありました。650人ぐらい、住所はあるんだけどどこにいるか判らないということ。これが4年ぐらい前は500人になっていました。現在今年の10月末の段階では約390人。このどこにいるか判らないという人も年々少なくなってきているんですよ。その中で、まず1番目に町長に伺いたいのは、まず人口も減ってきているんですけど、その中で今の現在の10月30日末で推計人口、実際にいる人口は1万9,730人です。台帳人口が2万122人なんですけど、65歳以上の人口が8,378人、全体の42.5%。70歳以上6,575人、全体の33%。要するに、もう高齢化率が4割を超えてきているという状況の中であって、じゃあ新生児はどうなんだろうということを考えたときに、8年前に成人式に参加したときに成人者が約8年前は350人ぐらいいたんです。それが4年ぐらい前の成人式には300人を割り込んで200人台と。そこで、平成17年は旧3町合併後平成17年に新生児がじゃあ何人生まれたんだろうと。というのを調べてみましたら、新生児は、平成17年の段階では177人生まれています。ということは、平成17年ですので、37年、平成で言えば。今後4年後に成人される方が177人しかいない。その中において、じゃあ平成30年度、これは17年度から14年経ったわけなんですけど、平成30年度は125人しか新生児は生まれておりません。この減少率は約30%です。1年後の令和2年、昨年は何人生まれたかということ97人。平成17年から見ると、45%減なんです。今年の令和3年、これが1月1日から11月末で実際に生まれた子供が82人です。82人に11月まで生まれているんですけど、あと12月1日から12月末まで何人生まれるか判りませんが11か月の平均取っていくと大体89人ぐらいが生まれるだろうかと、平均からいくとですよ。そうしたときに、平成17年度から見ると、新生児が生まれる子供が50%減なんです。これから見ていったときに、現在の保育園、幼稚園、これ全部を足しますと1号のところ、これはゼロ歳児からですよ、これが旧宮之城地区、旧鶴田地区、旧薩摩地区全部合わせますと702人現在キャパがあります。保育園、幼稚園。それと小学校、これが旧

宮之城地区であれば、盈進小学校が513人、山崎小学校が48人、流水小学校が36人、佐志小学校が75人、合計で旧宮之城地区が672人です。旧鶴田地区、鶴田小学校94人、柏原小学校が101人、合計195人。旧薩摩地区、求名小学校が35人、永野小学校が14人、中津川小学校が37人で、計86人です。

これに対して、先ほど言いました今年11月まで生まれた人が82人とする、平均でいくと89人なんですが、これが7人増えているんですけど、これを今年、今月まで生まれてくるだろうと予測した人数を旧3地区に割りますと、旧宮之城地区で全体からいくと953人に対して530人、これが例えば今年生まれる人を対象にして6年後、6年して小学校上がりますよね。その6年後小学校に上がってくると、実際の人数として旧宮之城地区で小学校が4校あります。4校で76人。すみません、間違った。すみません。4校で山崎、盈進、それから佐志。流水は今度鶴田に行くんですけど、まだ宮之城に入っていますのでそれでいきますと、小学校で旧宮之城地区の4校全体で小学生今後6年、要するに12年後、今年生まれた子が6年後小学校に上がりますので、それからまた6年後考えると12年後ですよ。12年後にさつま町の小学校の児童数が現在の953人から530人まで減る計算になるんですよ。そうしたときに、まず旧薩摩地区から見ていきますと、現行の求名が35人、永野が14人、中津川が37人で86人なんですけど、この旧薩摩地区小学校が4校あるんですけど、現在11月まで4人しか生まれていません。あと1人生まれたとして5人ですよ。この5人が6年後小学校に上がるんですけど、これから減らないとみても、これが6学年いたときに現行の86人に対して36人ぐらいしか小学生がいらないだろうなど。これは毎年新生児が減ってきていますから。そうなると、旧薩摩地区、求名と永野、中津川で今86人いる子供たちが36人ぐらいしか3校でいないという状況が出てくる可能性が大きいんですよ。

この状況に対して町長、本当に子供たちは学校でただ勉強するだけでなく、やはり友達と一緒に個人じゃなくて野球、サッカー、バレー、バスケット、チームプレーというのも経験するのも非常にこれは大切なことだと思う。だけど、これだけ子供たちが少なくなってくるということは、そういうチームプレーをすることができない状況が出てくる。その中にあって、本当に地域の方の要望もあると思うんですけど、この現状を踏まえて、まず本当にここ5年以内に学校再編というのをもう1回真剣に考えないと、やっぱりこれから生まれてくる子供たちにやはりそういう勉強も大事なんですけど、チームと友達と一緒にそういう運動をするという、そういうことも経験することは非常に大事なものですから。そこを考えると、学校再編を真剣に考えなきゃならないと思うんですが、その辺について町長の考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

本当に私もこの出生数を見て、本当に驚いているところといいますか、本当に危機感を持っております。学校再編につきましては、これまで私も教育委員会時代から学校規模の適正化計画を定めまして、学校の再編を進めてきております。宮之城地区、それから今回鶴田小と流水小ということで統合されますけれども。薩摩の関係等につきましても、旧薩摩地区の関係につきましても第一次適正化規模計画で統合ということでお示ししながら進めてきておったわけですけども、先ほど議員のほうからありましたように、地域のなかなか総意が得られないということで今現在まだそのままだ状態になっておりますけれども。今現在また各地域、それから各学校のPTA関係について、また改めて今話し合いも進めているところでございます。私もこの学校の関係等については、非常に危機感も覚えております。何とかここ辺りがよりよい形で合併ありきではなく、そこに残したいという強い思いもあられるところもありますけど、やはり子供にはその学校教育の選択はできませんので、やはり将来の子供たちをしっかりと育てていくために、何が必要かと

あればそういうある程度一定規模の人数が、生徒がいる学校というのが私は適当だと思っているところでございます。ここについては今、担当の教育委員会の総務課のほうとも学校に入りながら今、話し合いも進めております。どういう形に進んでいくか判りませんが、とにかく現状今、議員からありましたような現状もしっかりと説明しながら取り組んでいきたいと思っています。

○岸良 光廣議員

やはり今町長の言われたとおり、子供たちというのはさつま町の宝になりますので、そう考えるとやはり学力もそうなんですけど、子供の成長というのは運動、スポーツも大事です。そういう中で、同じ学年、あるいは先輩後輩の中でも同じスポーツ競技の中で一緒に行くということも非常にこれは素晴らしい経験ですので。それができないということになると、子供たちは可哀相ですから。それができるようにやはり考えていってほしいと。

もう1つは、こういう今、今はまだ先ほど言いましたようにさつま町全体で953人、旧宮之城地区で672人、旧鶴田地区で195人、旧薩摩地区で86人の生徒数がありますので、まだ子供がおるわよと言う方がおられると思うんですが、ただ実際も今年12月いっぱいまで見たときに90人生まれないうまくいって90人かなと。これが6年後、新小学1年生、この人数ですよ。これが先ほど言いました平成17年から今年までにいくとわずか15年、16年の間に出生率が50%に下がっているというのもこれ現実なんですよね。それを考えていくと、やはり5年以内に今保育園、幼稚園が1号と2号、3号合わせて、キャパ、保育園と幼稚園の入れますよというキャパが702人あります。ということは、これが6年後を中心として約6年間の間にこれが6年後を中心として、約6年間の間にこれが530人台までに減る。ということは、幼稚園、保育園のほうにもこの現状をやっぱり教えてやらないと、先の計画を組めないと思うんですよ。小学校も当然なんですけど、そういう中で今のこの現状からまた1年間に150人、170人新生児が生まれればいいですけど、最悪の場合はこの90人を下回ってしまう可能性がある、そういうことも常に現実ですので。これはもう本当に避けて通れない状況ですので、そこを十分に踏まえて早急に検討していただきたい。

その中で今、実際令和5年度から給食センターの民間委託というのが今行政の方針で出されておりますが、この給食センターの民間委託、これはいいことなんですけど、今言いましたように6年後以降は急激に生徒数が落ちます。そうしたときに、民間委託をする場合には児童数が多ければ民間委託をしたときに受けるほうの人数が多ければ多いほど1人に対するコストは下がると思うんですけど。児童数が減ってくると、500人とか500人切ってしまう、全体で。そうなってくると、コストが上がってくると思うんですよ。だから、今の児童数で民間委託のコスト計算をされるとしたときに、もう6年後はそれを切ってしまう。民間委託をする場合にまだコストが上がる可能性が出てくるというふうに思うんですが、その辺は現在の民間委託を計画されている中で児童数というのは、町長、何人ぐらいを想定されているんですか。

○町長（上野 俊市君）

今、岸良議員が質問ありました給食センターの関係等について民間委託に向けての協議もしております、委員会の中でも説明をいたしておるところでございます。

今、試算に当たりましては、現職員数なんかも参考にしながら進めておりますけれども、児童数については、現状の数字を基にした形で段階的に減っていく数字で進めているところではございます。

○岸良 光廣議員

これを令和5年度から開始ということで計画がされているんですが、これはやはり民間委託をするというそれだけのお金がかかります。これ費用対効果も考えなきゃなりませんので。だか

ら、民間委託をする場合にもう今の児童数がこれだけ減ってきますよって判っているわけですので、これをもう1回きちっと見直して試算のやり直しをしないと大変なことになりますよ。一旦民間委託をしてしまうと、これまたさつま町のほうでやるとなると経費的なものが莫大なものになりますので、委託する前にやはり6年先の生徒数がどれだけ減っていくか。そこをふまえた上でやはり計画をきちっとしていただきたいというのも要請をしておきます。

それと、先ほども町長も言われましたけど、人口減に対しては様々な面で出てきます。特に税収面を見ていくと、交付税。これは昨日の新聞だったんですけど、さつま町が今度の12月の補正予算を組んで、これはコロナ対策と水害があつてのことですけど、170億円の一般会計予算に補正したと。同じ川内川流域で湧水町、ここも当然さつま町と同じでコロナ対策もあるでしょうし、災害も実際出ております。それを踏まえていくと、湧水町が88億円。人口を見ると、さつま町が台帳で約2万人、推計で約1万9,000人。湧水町がおそらく台帳ですけど人口が9,119人、人口でさつま町の約半分。予算も170億円に対して、88億円、約半分です。ということは、今後今の人口が台帳で約2万200人、推計で約1万9,700人ですが、おそらく年500人ぐらいいは減っていくだろうなと。5年後をみますと、今の人口が1万8,000人を切るのはもう目に見えています。1万8,000人を切って1万7,000人になったとき、あるいは10年後に1万5,000人を切って、1万4,000人になったとき。

1番何がいたいかというと、今年は170億円の予算を組みますけど、通常ベースでいくと水害がなかったりコロナがなかったとするならば、さつま町の今の予算というのは大体130億円ないし140億円ぐらいだと思うんですが、その辺間違いないですかね。

○町長（上野 俊市君）

今現在、通常の決算規模につきましては、議員がおっしゃるように私も130億円から140億円と認識いたしているところであります。

○岸良 光廣議員

実際130億円ないし140億円の一般財源になってくると思うんですが、人口が今言いましたように約2万人から1万8,000人を切って1万7,000人台だと、5年後。そのときに、じゃあ130億円ないし140億円がどれだけ組めるのかな、もしくは10年後に1万4,000人になったときにどれだけ組めるんだろうかと私もいろいろ考えてみて。人口が減れば1人当たりの交付率は上がるんですけど、全体のパイが減りますから当然減ってきます。そうしたときに、10年後は100億円組めるのかなという心配があるんですが、その辺町長はどのようにお考えですか。

○町長（上野 俊市君）

人口だけでこの予算関係については難しい部分もございますけれども、やはり人口が1万5,000人となりますと今この類似団体を見ましても110億円程度の予算規模となっているようでございますし、これが1万人を割るようであればもう90億円前後となっているようでございますけれども。これについては様々な要因等もございます、粗はあるわけでございますけれども、この人口が1万5,000人の段階で、今の現在の予算がしっかりと措置できるかと言われますと非常に難しいだろうと思っております。

○岸良 光廣議員

私もそう思います。特に、じゃあ逆に、今の130億円から140億円の中から、仮に20億円予算が減ったと。110億円ぐらいいしか組めなくなったと。じゃあどこを削減するんですかと。なったときに、本当に町長難しい問題ですよ。だから、この10年間町長は本当に大変な役を担われたなと私はつくづく感心しているんですが。

その中で、やはり役場職員の定数というのが1番問題になってくるんですけれども。ただ、そこでただ予算が現状から人口が減っていくと同時に、予算がどうしても小さくなっていく。でも国の方針で65歳までこれは本人が希望すれば見なければならなくなります。そうすると、当然今度は逆のことを考えると、役場職員の方々の60歳定年があって60歳から年金がもらえれば65歳まで働く必要はないんですよ。だけど、国の方針変えたからもう仕方がない。61歳、62歳、65歳までいくんですけど、そうなったときに再任用職員として働かれるわけなんですけれども、私はこの再任用のこの再任というのが非常に引かかるんですけど。やはり現職で課長をされたり係長をされたり、そういういろんな経験を積まれた方、この方々のやはり働いてもらうモチベーションを保ってもらう中でどうやってさつま町に貢献していただくか。本当にいろんな経験積まれておりますので、貴重なこれは財産ですよ。60歳1回定年して、もう1回再任される。これはこの人材を先ほども古田議員の質問の中で町長言われましたけれども、こういう再任をされる方々の働く環境というのをやはり大事に考えてやった。ただ、再任だから、あなたはここにいなさいというんじゃなくて、やはりできる方にはそれなりのポジションをしっかりと担ってもらって働いてもらう。そのために町としてもそういう取組方を行う必要があると思うんですが、その辺について町長のお考えを伺います。

○町長（上野 俊市君）

私も基本的には同じような考えでございまして、当然ながら人口減少が進めば職員も今定数管理の見直しも行っておりまして、削減をしなければならないという状況であります。そういう中でも、やはり組織の人口的なバランスというのを考えますと、どうしても新規採用職員というのは年度ごとにやっぱり必要であります。入れないといけないと思っております。

しかしながら、この減っていく中で、今いわれましたように35年、40年勤務されて、いろんなノウハウをお持ちの退職された方々でございまして、今現在もそういう資格なりそういう経験なりをフルに生かしていただいた形で今職員の配置等もいたしているところであります。

今後におきましても、そこ辺りは人事配置の関係等で十分考慮しながらしていきたいと思っております。職員は本当にこの削減していかなければならない状況の中でありますことから、なおさらこの重要性というのは、私は今後出てくるものと思っております。

○岸良 光廣議員

まず、この再任用の方についてなんですが、今現在令和3年度の段階で22人の方が再任用されております。これが来年以降、毎年といいますか、2年後には1歳上がってきますので。また、4年後にはまた1歳上がってきますので。そうしたときの累計ですよ。累計で約215人。それに今年度の人を足しますと約230人強の方が再任で、令和13年度までおられるわけで、5年間は働いてもらう。そうしたときに、そういう人材を本当にどうやって活用するかとなったときに今私が先ほども質問しましたけど、そういう学校再編の問題、あるいは先ほど同僚の古田議員が質問しましたけれども、地域の担当の方、そういう方々の中にもそういう再任の課長経験とか係長経験とかいろんな方がおられると思いますので。そういう方々が週3日、週4日出てこられる、そういう方々にもやはり働き甲斐のある職場としては、そういうところへの活用というのが非常に大事になってくると思います。

だから、せっかくこの10年間の間に約230名の再任用の方が延べで出てきますので、そういう方々の採用の仕方、あるいは適材適所のあり方、ぜひそういう方々を活用していただきたい、と同時に、今回は深くは質問しませんが、今回実際人口問題になってくると、先ほども町長の言われたように、学校から役場職員の定数から様々なものに関わってきます。そうすると、将来的には、もう今回は深くは言いませんが、地場産業育成というのにも関わってきます。これ

については、次の機会にまた質問させてもらいますけど、そういう方々のいろんな地場産業も含めていろんな形で230人の方々がこれから10年間、一旦60歳で定年退職をして、再任されて、役場内に残られるわけですので。そういう方のあり方というのを、町長、ただ、再任というんじゃないくて、やはりそれなりの職責といいますか。極端なことを言えば1回退職をして、昔の言葉では窓際という言葉がありますけど、そういうんじゃないくて、そういう方々をメインになってもらって働いていただく、そういう部署をやはり作るべきだと思うんです。そういうものに対して町長のお考えをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

この再任用の関係等に当たりましては、事前に希望される方々からどういう仕事がしたいかというのヒヤリングをしながら今進めておりまして、できるだけ意に沿った形での配置ができるようにはしているんですけど、これはもう全体的な調整がございますから希望どおりにはいかない部分もございますけれども、やはり自分がしたい仕事、それかそういう持っている技能をしっかりと生かしたい仕事、それぞれいろんなことがあろうかと思います。先ほど来ありますように、地域のほうに入っていくって、いろいろされる方とか、いろんなケースも考えられますので、そこ辺りは十分こちらも本人の意向も踏まえながら、また、それぞれの課の要望等も聞きながら今、進めているようでございますので、これについてはそのような形で進めさせていただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

それと、先ほど町長の答弁がありましたが、新規採用。これは当然ある程度最低限の新規採用をしていかないと、各年代、年代のところが空いてくる。絶対必要だと思うんですよ。

ただ、その中で、令和4年度までに先ほど町長が役場職員定数を何とかきちんともう1回見直しをして公表したいという答弁がありましたが、非常にこれは難しい問題で、本当に一長一短にいかないと思うんですよ。そうしたときに、新規採用と実際今の正職員の数とそれから会計年度任用職員の問題が関わってきますので、そこを考えたときに新規採用も必要なんですけど、やはり職種のなものに関していうと、やはり今後は職種によっては、民間を経験された中途採用の方の採用をしていく。新規に限らずにというのも、これは今後必要になってくるんじゃないかなと思うんですけど、その辺の考え、町長お伺いします。

○町長（上野 俊市君）

今ありましたように採用の関係等については、年齢の関係等についても大幅に今、緩やかにいたしております。これも特にこの技師といわれる方、保健師、それから土木技師、建築技師、いろいろありますが、なかなか採用の応募をかけてもらっていません。本当になかなかない状況の中です。これはさつま町の問題だけでなく、県内のどこの自治体も同様な状況等がございます、この採用の年齢条件についても大幅に引き上げて、ある程度40歳近くまで広げるとか、その職種の内容によってはしているところもあります。

ただ、その中途採用に限った採用の仕方はしておりませんが、年齢の幅を広げてそういう経験者もどんどん、もし優秀な方が受けていただければ、これはまたそういう形での採用というのも今やってきておりますので、今後もそのような形で状況等を見ながら対応はしていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

この1番最初からしました人口減少の問題、学校関係の問題、学校給食、それから職員の定数の問題、本当にこれから5年、10年の間にこのさつま町としても大変な問題になっていくだろうと、ここは誰が考えても予想されることです。ここについては、やはり一つ一つ早い段階にや

っぱり計画の見直しをして、あるいは学校の問題もそうですけども、ただ、今現時点で言えるのは、先ほど一番最初言いましたけど、平成17年度から見ても、新生児子供が50%減になっているというこの現実ですよ。

それと、そういうあんまり言うとな怒られるかもしれませんが、まだ旧宮之城地区、あるいは旧鶴田地区については何とか生徒数がある程度最低限のところは確保できると思うんですけど、旧薩摩地区においては、年間今年12月にあと1人生まれてくれることを希望して5人としておるんですけど、そうしてもやはり50%以上の児童数の減、これは6年後にきます、確実に。そういうのを踏まえると、学校再編についても早急に見直しをしていかないと、子供たちの将来のために何とか努力していただきたい。これも要請をしておきますし。

また、給食センターの件についても、今令和5年というふうになっておりますけれども、先ほど言いましたように設定する子供の児童数が6年後に大幅に減りますので、そうすると令和5年の実際今の見積もりからすると大幅に人が減ります。そうするとコストを考えたときに本当にやる方がいいのか、どうすべきなのか、これもまだ時間がありますので、来年1年間かけて我々議会も当然協力しますので、そういうところは執行部と議会のほうと協力しながら検討をして、実際にどういうふうにしたほうが1番いいのかというのもこれも要請をしておきます。

と同時に、一番頭が痛いのは定数だと思います。職員定数、あるいはその会計年度任用職員。これについても、執行部と我々議会も協力して、今後のさつま町の10年以降を考えるときに協力できるところは一緒に協議してやっていきたいと考えておりますので、ぜひそういうところも要請しながら私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね11時5分とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時04分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

お疲れさまでございます。それでは、通告書のとおり自衛隊誘致について質問します。

町長は、自衛隊誘致活動について本年6月議会定例会で、「官民一体となり、積極的に進めていく」と答弁されました。民間では、自衛隊施設誘致推進協議会が組織されています。そして、今回誘致活動を促進するために、新たな組織改編をしたと聞いています。そこには、顧問として町長も入っており、充実した組織になっていると考えています。

そこで、次の2点について問います。

まず1点目は、この半年間に自衛隊誘致に対して進展があったのか。

2点目は、自衛隊誘致活動を積極的に進めていくためにも、推進方策を定め、役場内に自衛隊誘致促進専門の部署を設置する考えはないか。

また、専門で難しいのであれば、企業誘致の一つとして誘致業務に加える考えはないか、お聞

かせください。

以上です。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

平山俊郎議員からの、自衛隊に関する質問についてお答えさせていただきます。

6月の一般質問に対する回答でも申し上げましたけれども、この防衛施設の誘致に関する事業につきましては、御案内のとおり国政のこの柱の中でも、トップシークレットの部類に位置する事務でありますだけに、取り組み方も異なるという点でございます。

全国の自治体の中には、10年以上この誘致事業に取り組みながら、成果が見出せずにいる事例も伺っているところでありますし、我がまちも取組を進めた当初は、やはり10年、20年というこの長いスパンの中での取組になるだろうというような話もお聞きしながら、進めてきたところでありまして、なかなか先が見通せない難しい事業の誘致であると認識いたしているところであります。

この半年間の取組についてでございますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大等がございまして、なかなか関係機関へ出向いて要請というのができませんでしたが、7月以降鎮静化が見えてきました段階におきまして、九州防衛局、それから陸上自衛隊の西部方面、総監部のほうに出向きまして、表敬訪問と併せましてこれまでの誘致に関する活動の報告と併せまして、この要望も行ってきたところでございます。

2点目の自衛隊誘致促進のためのこの専門部署の設置の関係等についてでございますけれども、専門部署の設置につきましては、誘致活動が進み、ある程度一定のこの方向性が見えた段階になりますと、具体的な調整を進めなければならないことから、専門にその業務を担当する部署が必要であると考えているところであります。

自衛隊誘致のこの業務に限らず、状況に応じた組織が必要なときには、組織の再編、改編をしながら対応をいたしてきておりますけれども、今回のこの案件につきましても、ある程度方向性が見えれば、時期を逸しない形で対応してまいりたいと考えているところであります。

企業誘致の業務に加えることにつきましては、国の防衛政策の推進の一助となるための誘致であることはもとより、町への影響として部隊のこの配置などを考慮しますと、若年層人口の増加をはじめ、誘致に伴い発生する経済面への効果、それから防災、医療、地域コミュニティなどのこの貢献が考えられるところでございます。

幅広い地域活性化への期待もされるところでありますので、引き続き積極的な誘致活動に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○平山 俊郎議員

判りました。ちょっと順番が後先になりますが、2点目の質問については、ただいまの答弁でよく判りましたので終わります。

7月以降、九州防衛局や陸上自衛隊西部方面など、九州の窓口となる防衛省関係機関に表敬訪問されるなど、進展していることが伺われました。

例えばよくないと判りませんが、よくないかもしれませんけれども、例えば営業マンが商品売り込むために、売り込み先の担当者と接触、面接した場合ですね。相手の応対でこの商談はうまくいくのではないかなどの感触を受けると思います。

そこで、表敬訪問の際、相手方から受けた感触や感想についてお聞かせください。また、今後

の取組についてもお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

7月以降、九州防衛局、それから陸上西部の総監部のほうにも出向いたところでございますけれども、本来であればもう少し早く、就任後早くお伺いしていきたくったところなんですけれども、コロナウイルス感染拡大、さらには7月の豪雨災害ということで、なかなか調整が難しい状況でございました。やっとこの3回目の調整で訪問できたところでございます。

これまでも議会が請願を採択していただきましてから、これまで2年半にかけて私自身副町長としましてでしたが、この誘致活動に努めてきたところでありまして、これまでに防衛省に3回、九州防衛局に4回、それから陸上自衛隊の西部方面総監部に4回、国分駐屯地に1回、それから本町出身にこの自衛隊の中に幹部の方がいらっしゃいます。ここへの訪問ということで、幾度となくこの訪問をいたしているところでありまして、先般九州方面の総監部に行った際も、しっかりと幕僚幹部のほうも、もう顔も覚えていらっしゃいまして、「また来られましたか」というぐらい今もうしっかりと覚えていただいております、本当にこの我々の地域として、住民としては非常にこれを切望していますよという話もしながら、進めてきているところでございまして、感觸的にはそういうような形で、自分なりにはよかったのかなと思っておりますけれども、これはもう相手のことですので、私がどうのこうの言うところはございませんが、とにかく三顧の礼ではございませんけれども、しっかりとここについては地道に、この要請活動をしていくということは一番大事だろうと私は思っているところであります。

今回もまた防衛省のほうに出向きまして、またお願いに改めて町長として私がまた足を運びまして、協議会の方々とともに防衛省のほうにお伺いする予定でございます。

その中でもしっかりとまた議会の請願を受けて、我々も一生懸命取り組んでいますよと、協議会としましても官民挙げて今取り組んでいますということを、しっかりとお伝えしながら、これを進めていきたいと考えているところでございます。

これについては、執行部だけではなかなか難しい部分もございますので、議会の皆様のほうも一緒になってこれを進めていただければと思うところでございます。

○平山 俊郎議員

よく判りました。官民一体となって積極的に推進されていることがよく判りました。今後も期待感を持って、着実に実績を積み重ねられて、近い将来成就することを願っています。

議会としましても、平成30年6月に町商工会から、防衛施設誘致の請願を受け、全会一致で採択され、申入れ書が当時の町長に提出されております。また、民間のさつま町防衛施設誘致推進協議会の顧問に議長がなっていることなどから、当然議会としても誘致活動を積極的に推進すべく、議会独自の推進方策を立ち上げなければならないと思っているところでございます。

質問はこれで終わります。

質問とは関係ありませんけれども、最後に自衛隊員の災害視察を兼ねた歩行訓練についてのお願いであります。

町の放送でもあったと思いますけれども、日時が12月6日、午前10時から午後4時、場所、鶴田ダムから新湯田橋、自慢館の前を通りまして、最後は県立公園でございまして。

自衛隊員は、国分駐屯地の第12普通科連隊第2中隊でございまして。この中隊は、さつま町災害支援隊であります。大体100人前後になると思います。時間の許す範囲で激励していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。
演台の消毒を行いますので、しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、1番、新改幸一議員に発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

お疲れさまでございます。通告に従いまして質問させていただきます。

ただいま、平山議員のほうからも、簡潔に質問されてきちっとした答弁を頂いておりますので、私のほうもそんなに時間はかからんと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

通告いたしました中古ランドセルの活用についてでございます。

物を大切にすることの中で、6年間使ったランドセルは思い出が詰まっております、子供たちや保護者、またその家族の中でのじいちゃん、ばあちゃんたちから本当にランドセルを買ってもらった、この子供たちの思い、愛用したランドセルが、6年間使ったあと、誰かの役に立てばと思っているのではないのでしょうか。

SDGsの取組の一環としても、支援団体と連携し開発途上国など、必要とされる国や地域へランドセルを送る取組を行う考えはないか、教育長の見解をお聞きいたします。

1回目の質問とします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

新改幸一議員から、中古ランドセルの活用についての御質問がありましたので、お答えいたします。

中古ランドセルの活用について、使わなくなったランドセルを必要とされる国や地域に送る取組を行う考えはないかとのことでありますが、最近では鹿児島市の小学校の卒業生が、愛用したランドセルをフィリピン、セブ島に寄附した記事がテレビや新聞等で報道されたところがあります。

使わなくなったランドセルを開発途上国などへ寄附するという取組は、全国においてもNPOや企業などを通じて行われているようであります。

これらの支援をきっかけに、現地の子供たちの教育を受ける権利、機会が広がり、笑顔で楽しい学校生活を送れることにつながれば素晴らしいことであり、ランドセルを再利用してもらうことは、資源の活用という意味からも持続可能な開発目標であるSDGsの取組として、多くの方が参加できるものというふうに考えております。

町としましては、現在民間や各種団体、大手企業が主体となり、誰でも寄附できる体制や受皿が整っていることや、開発途上国へランドセルを送る際には、輸送コストや現地の受入先との調整などが必要となることから、町が主体となって取り組むよりも、民間や各種団体と連携した取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

なお、開発途上国へは、ランドセルに限らず文房具などの寄附が行われておりますが、本町では平成30年12月に、民間の支援団体から学校で使われなくなった机、椅子をミャンマーの子供たちのために提供してもらえないかとの依頼があり、閉校などで使われなくなった机、椅子約170組を寄附した経緯があります。

この机、椅子は、昨年7月に船で現地まで輸送後、再塗装されて贈呈の準備は整っており、贈呈後はミャンマーとさつま町の子供たちの間で、手紙による国際交流も計画しておりましたが、今年2月のクーデターにより、いまだ小学校への贈呈は行われていないという状況であります。

町としまして、一刻も早くミャンマーの情勢が安定し、子供たちのもとへ机、椅子が届くことを願っているところでありますが、今回御質問頂きました中古ランドセルの活用につきましても、SDGs活動の一環として、子供たちや町民の皆様がSDGsの意義や国際協力の必要性について学びながら支援につなげることができるように、支援団体や企業の情報収集を行いながら、町PTA連絡協議会、学校PTA、青年団、女性団体連絡協議会との団体とも連携協力してまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま教育長のほうから答弁を頂きまして、民間と連携しながら支援の方向についての協力をしたいという前向きな答弁を頂きまして、大変ありがたいわけでございます。

私の大好きな言葉の中に、自分なりに思っているんですが、「ありがとうの心に家族の絆を大事に」ということを、私も孫が7人おりますけれども、7人に言ってきた一人でございます。

上は二十歳で、下があと小学校、柏原小学校の2年生でございまして、女の子なんですが、そういう流れの中に、嫁からも以前に「お父さん、もう子供たちのじいちゃん、ばあちゃんが買ってくれたかばんが、捨てようにも捨て切れません」と、「何とか活用することできないんでしょうか」という嫁からの言葉も聞いたところでございます。

そういう流れがありまして、今回の一般質問をしようと思ったのは、嫁が言ったからということじゃないんですが、9月26日の南日本新聞の記事で、「ランドセルの先に」という編集局の日誌ということで読んで感動いたしました。

ちょっと紹介しますけれども、編集局日誌の9月26日、日曜日の南日本新聞でした。

「ランドセルの先に」という題で、報道部の入角里絵子さんというこの職員の方なんですかね、記者の方なんですかね、書いていらっしゃったんですが、ちょっと紹介いたしますが、「6年間使ったランドセルは、両親が奮発した赤い牛革製だった。手入れが難しく、革のあじわいも当時は全く判らなかったが、くすんだ色合いや形、手触りは今も記憶にある。一つ一つの思い出が詰まった55個のランドセルが、今春鹿児島市からフィリピン、セブ島に渡った。送り主は西紫原小学校の卒業生有志だ。

譲受けをしたのは、ごみ山の家で暮らす最貧困層の子たち。支援するNPOによると、「新型コロナウイルス禍で学校の授業は中止中のため、NPOが設立した学習センターにランドセルを背負って通っている。バッグがない子供たちは、教科書や文具、水筒も入るランドセルをととても重宝している」と代表の内山順子さん。聞けば、経済的理由や移住区が原因のいじめで、コロナ前は学校に行けなかった子も通っている。ランドセルが学ぶ意欲につながっている気がしてうれしくなった。

企画した鹿児島の関係者に、先日子供たちから感謝の直筆メッセージが届き、来春予定する第二弾に弾みがついた。「誰かの役に立てばという思いがつなぐ活動、その先に広がる貧困の連鎖や教育の格差にも目を向ける機会になればいい」というこの記事でございました。

この記事を読まれた方もいらっしゃると思うんですが、そういう流れの中で記事を読んで、世界では本当にこのランドセルが欲しい、先ほども答弁にもありましたが、机、椅子も欲しい、そういう子供たちがたくさんいるんだなということを実感したところでございます。

その流れの中で、我がまち、さつま町で、私は柏原小学校の授業参観に今回11月4日と5日でしたか、じいちゃん、ばあちゃんも参加していいですよという御案内を頂きまして行きました。

私は4日に行き、明くる5日は私の妻も行ったんですが、私の行った授業では、1年生、2年生が一緒になっての料理教室で、自分たちで作った芋をそれぞれ1個ずつ手分けして、ゆがいた芋の皮をきれいにむいて、それをついて、そして砂糖を入れる、牛乳を入れる、そしてチーズを入れて、そういう流れの料理の勉強の授業でした。

始まる前に、教室の片隅に立っておったら、1人の男の児童が2年生だと思うんですが、私のそばに来て、「あなたは新改幸一さんでしょう」と声をかけてきました。ところが、私もびっくりして、何であなたは私の名前を知っているのと言ったら、「だって受付名簿に載っていたもん」ち言っって自分の席に戻りました。本当に子供たちはいろんな面で見ているんだな、そしてまた、うれしいんだなということを感じた授業参観でした。

それから、5日に妻も行ったんですが、妻の授業では、クリスマスパーティを実施するに当たっての授業参観であって、子供たちに自由にその意見を言ってもらう授業の参観に妻が出席いたしまして、妻が私に教えてくれたのは、「飾りつけをしましょう」とかいう生徒、それから、「歌を歌いましょう」という生徒、それから、「お互いにプレゼント交換をしましょう」という子供たちの意見、それぞれこの子供たちからの手を挙げて声が出たという流れの授業参観で、そして飾りつけをする際、背の高い子、低い子の役割分担についても話合いがされたと、こういうとてもほほえましい光景でしたということで、私に妻が教えてくれました。

日本の子供たちは、本当に幸せだなというところを、今回つくづく感じたところでもございます。

ただ、現在日本では、本当に痛ましい悲しい事件もあります。そういう中にあっても、ほとんどの日本の子供たちは本当に幸せだな。そして、本当に裕福だ、そういう流れです。

特に、このランドセルについては、家庭によってはその捨てようにも捨て切れずに、また新たにそのかばんを革の製品があまりにもいいもんだから、バッグに作り直そうという、そういう金をかけてもする親もいらっしゃるという話も聞きました。

○議長（宮之脇尚美議員）

新改議員に申し上げますが、マスクを正確にかけましょう。

○新改 幸一議員

はい。そういう流れの中で、本当にこのバッグの使い方というのは、いろいろあるということを感じたんですけれども、先ほど答弁がありましたように、このランドセルをプレゼントするというのは、今答弁もありましたように、なかなかその短期間にできるものではないと私も思っております。

まずは、学校ごとにPTAなり父兄の方々へのアンケート等などを取りながら、長期的にもこういうのに取り組む、そういう姿勢をぜひやっていただきたいということです。

とにかくこの記事にも新聞に載ってございましたように、NPO法人、国際交流支援団体とのこの連携というのが一番だと思います。私も素人ですから、輸送費の関係がどれぐらいかかるのか、そしてまた、このランドセルを送る際、検品のそういう検査、経費など、もろもろの経費が要するというのも、多くの課題もあると思います。

そういう流れの中ですけれども、本当にさつま町は先ほど教育長が言われましたように、答弁

がありましたように、前向きに協力するということの回答を得ましたので、その方向に行くとは思っております。とにかく今回の流れの中で、令和3年度の卒業生が今度は3月で卒業する小学校6年生が、さつま町も191名という資料も頂きました。

そしてまた、来年4月に新たにぴかぴかのこのランドセルを背負って学校に入学する児童が、118名という資料も頂きました。こういう流れの中で進んでいくわけですが、ぜひさつま町あと3年すれば、さつま町が合併して20周年になります。

さつま町が二十歳になる、成人式を迎えるわけですので、さつま町が成人式になる一つの記念行事に含めた形の中で、じっくりと世界の子供たちが喜ぶような形にぜひ取り組んでいただくよう要請いたしまして、私の一般質問にかえさえていただきたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました2項目について質問いたします。

町長は、町の運営の初めての予算編成であります。新型コロナウイルス感染拡大に始まり、町政運営の所信は意図する思いにはつながらなかったのではと思います。

さつま町では、33人と幾分かは収まった感じではありますが、油断できない状況が続いています。

さて、自身初めての予算編成に臨まれることですが、6項目の実行目標に取り組まれますが、コロナで地域経済が厳しい状況が見られます。さつま町の発展には非常に大きな時期でもありますが、所信でも農林業、商工業の推進、安全なまちづくり、人口減少対策に総合的推進室の設置や交流関係人口増と対策等が広く、効率的、効果的な運営を進めるとあります。

また、職員一人一人の意識改革と資質向上に努め、町民に目配りと気配りと思いやりを持った行政サービスを目指すことに努められています。

まちづくりには人口問題対策、まちの経済振興対策、定住対策が重要課題であることは十分承知されているが、住民ニーズを的確に捉え、自主財源の確保に努め、事務事業評価による検証、予算の重点配分など、健全で安定した運営を目指されている。

次の2点について、予算編成に取り組まれる町政運営をいかに図られるか考えを伺います。

1番目に、まちづくりには人口問題対策、まちの経済振興対策、定住対策等の課題が重要であるが、予算編成をどのように組み立てて町の活性化を図る考えなのか。

2番目に、地方交付税の減少、人口減やコロナ禍による町民税等の減収により、自主財源の確保対策が必要である。ふるさと納税、移住定住、企業誘致等の積極と推進が必要です。自主財源の確保をいかに図られるのかお伺いいたします。

町長の政治信条に、「なせば成る」、町民とともに知恵を絞り、汗をかきながらまちづくりに全身全霊努力する意気込みだが、その決意が予算編成に生かされるのか、お伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員からの御質問にお答えさせていただきたいと思います。

当初予算の編成につきましては、先般、職員を対象にしまして、予算編成方針の説明会を開催

したところでございます。

その中で、まず国においては、この令和3年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2021、いわゆる骨太の方針により、ポストコロナの持続的な経済成長を生み出す4つの原動力としまして、グリーン社会の実現、官民挙げたデジタル化の加速、日本全体を元気にする活力ある地方づくり、少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を掲げ、その実現に向け重点的な取組がなされているところであります。

また、県におきましても、高齢化などによる扶助費や公共施設等の維持管理費の増加が見込まれ、厳しい財政状況が続くものと予想しているところであります。

限られた財源の中で、新型コロナウイルス感染症対策と並行しまして、稼ぐ力を向上させるなど、さらなる経済成長に向けた施策を進めつつ、徹底した行政改革に取り組む必要があるとしているところであります。

本町におきましては、私が6月の議会で申し上げましたが、町政運営に対する所信で述べましたとおり、基本的には総合振興計画をはじめ、各種の計画と整合性を図りまして、さらには町長マニフェストを踏まえ、国、県の動向を注視しながら当初予算の編成に取り組みたいと考えているところであります。

編成方針の中では、特に次の3点を重点方針と掲げたところであります。

1点目は、さつま町のよさ、強みなどを生かした取組でございます。議員から御指摘がありましたように、人口減対策は、私自身重要課題として位置付けているところであります。

加速する人口減少をできる限り緩やかなものにするため、まちの歴史、風土、文化や地理的な特性を背景に、人的、物的資源を生かしながら地場産業の振興、交流関係人口の増加など、地域経済の底上げや好循環に資する取組を推進してまいります。

2点目は、新型コロナウイルス対策と豪雨災害からの復旧・復興でございます。

新型コロナウイルス感染の感染防止対策並びに昨年の豪雨災害からの復旧・復興及び防災、減災対策を喫緊の課題と捉えまして、町民の日常を早く取り戻すため、自助、共助、公助とそれぞれが役割を担いながら、互いに連携して、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めたいと考えているところであります。

3点目は、行財政改革の推進であります。

行財政改革を着実に進めながら、事務事業評価による必要性、有効性、効率性など、事業の成果を検証するとともに、積極的な事業実施手法の見直し、さらには公共施設等総合管理計画に基づく施設の整理、処分等を進め、持続可能な行財政の運営に努めてまいります。

以上、主な3点を申し上げたところでございますけれども、今後とも限られた財源を効果的に活用しつつ、将来を見据えた施策を展開するため、選択と集中を徹底しまして、議会や町民の皆様のお聞きしながら、職員一丸となって積極的な予算編成に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の自主財源の関係についての御質問でございます。

地方の財政につきましては、新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にあり、このワクチン接種が推進されている中、今後の見通しが不透明で、予断を許さない状況であります。

今般、日本にもこのオミクロンというこの新しい株の感染者が2名発生したという情報等も来ております。本当に今後の見通しが読めない状況等でございます。

また、地方交付税の減少が見込まれる中、自主財源の確保は非常に重要であると考えておりますけれども、自然環境の変化や人口減少、高齢化の進行などにより、自主財源を安定的に確保す

ることは大変難しいところでございます。

自主財源の状況につきましては、令和2年度が約48億円で、新型コロナウイルス等の影響によりまして、前年度より3億円ほど減少し、歳入全体に占める割合は28%となっているところであります。

町税をはじめとするほとんどの科目において減少した中、唯一この寄附金のみが増加したところであります。その大半を占めるふるさとさつま応援寄附金は、令和2年度が約2億600万円でしたが、本年度は3億円を超える見込みで、着実に増えつつございます。最も有効な財源確保の手段になると考えているところであります。

そのことから、総務省の基準を遵守しながら、魅力ある返戻品開発や実績のあるインターネット通販サイト、この運営事業者を加えるなど、改善を図りながら寄附額の増加に努めてまいります。

移住・定住につきましては、さっきの答弁でも申し上げましたが、本年10月に副町長をリーダーとして、10課1室14係からなる定住対策のプロジェクトチームを発足しまして、人口減少問題に対しまして調査及び研究を進めるとともに、減少抑制の有効な手段の洗い出しを行うことで、実効性のある総合的な対策の立案及び推進を図ってまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、引き続き県と連携しながら、情報収集に努めるとともに、私自身も直接本社等を訪問しまして、相手方との意見を行うなど、積極的なトップセールスにも努めてまいりたいと考えているところであります。

また、今回副町長として、高田副町長に県のほうから来ていただいております。副町長は県の産業立地課にもおられたことから、県はもとより、様々な企業とのネットワークもお持ちでありますので、これらをフルに活用させていただきまして、これまで以上の積極的な誘致活動も行っていきたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○川口 憲男議員

町長のほうから答弁を頂きました。人口問題対策についても、私も強く推し進めようと思ったんですが、同僚議員が出生からいろんなことについて質問がありました。全く質問の内容そのとおりでありまして、今後の予算編成の関係も、これに十分問題が、十分中身が精査されているんじゃないかなと思っております。

その中で、今回のコロナで経済対策、定住問題、先ほど申し上げた人口問題対策と予算編成にいかに取り組みられていかれるか、まず以前から9月の一般質問とか、6月の質問等でもありましたが、コロナ禍で地方の経済が、まちの経済が非常に疲弊しているということは、同僚議員からも多く出ておりました。

この中に、こういうところについて今答弁があったと思うんですが、町長がこの町内の経済対策をどのように図っていかれる考えなのか、町政運営に対する所信について申し上げられましたけれども、その点についてまず伺いたいします。

○町長（上野 俊市君）

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、国及びこの地方の経済が非常に疲弊をしてきているところでございます。

本町におきましても、これまで様々な対策も講じてきているところでございます。応援商品券の発行をはじめ、もろもろの対策を講じながら今やってきているところでございます。

今やっこの落ち着きが出てまいりまして、様々な国の事業、県の事業等も動き出してきているところでございますけれども、本町としましては、今後もこの国、県の事業等を見ながら、そ

れからこの地域の状況等を見ながら、また新たな対策も講じていきたいと考えているところであります。

先ほど申しましたように、今このふるさと応援寄附金のほうが非常に伸びてきております。まだまだ他の団体から比べると少ないわけですが、非常にここ辺りも伸びてきております。このようなことで、地方の経済がこの活性化するような対策を、また次の段階として打っていきたいと思っているところであります。

もうこの旅行の関係等についても、G o T o トラベルも始まるかと思えますけれども、県のほうとの事業等もありまして、なるべくこの息の長い対策が取れるように、国、県のこの事業とずらしながら対策も講じていきたいと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長のほうから、ふるさと創生のことも出ましたが、そこはちょっと2問目に、ふるさと納税ですね、ちょっと2問目に追加したいと思います。

私は、この町の経済対策について、先ほど申し上げましたように、商店あるいは農業においても非常に経済的に疲弊している、動きが鈍っているということを強く感じております。

その中で、やっぱり国、県のコロナに対する助成は相当ありますけれども、まち自体がこういうふうにして、町の経済的な対策を図ることが私は大事じゃないかと思っています。

これまでに中学校の再編、それから防災無線の設備、それから光ケーブル事業と、これは来年3月には終える予定であります、こういう事業をどんどん取り入れられてきているんですが、こういう事業効果がまちにいつ頃、光ケーブル等は町の活性化を図るんだと国も言っているんですが、実際さつま町においてこういうふうな防災無線、光ケーブル、こういう事業が終わってくる中で、町に経済的効果が見えてくるのか、そこ辺りを町長はどういうふう考えていらっしゃるのか。

私は、いろいろそういうのが進んでいく状況にはあるんですが、なかなか地域の経済として動いていくような感じがつかめないのですが、町長はどういうふうにそういう地域経済として捉えられているのか、お聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

地域経済のこの関係でございますけれども、今川口議員のほうからありましたが、本町におきましても長年の懸案事項でありましたこのブロードバンドの整備が、今年度で終わるという見込みが立ちました。

整備はして、やっぱりこれを企業の方々も積極的に活用していただく、このことで経済が回っていく。それから、人が動くことによってやっぱり経済が回っていくと私は思っているところであります。これを整備したからそれで終わりじゃなくて、この整備したこのブロードバンド、インターネット社会に向けたような取組というの、しっかりとこのフォローしていく必要がある。

それには、やっぱりこれを整備して、企業さん方、それから町民の方々が使いやすいような形にまたそれをお知らせしていく、使いやすいような形で、またそれを変えていくというような形も必要であるかと私は思っております。

なかなかその今の段階で、経済に対してどう効果があったかというのは、非常にまだ難しいわけございまして、これから一弾、二弾、加速しながらこの経済対策も進めていかなければならないと思っています。

先ほど、さっきもふるさと納税はあとでということでございましたけれども、今このさつまの逸品、私が6月に申し上げた我が社の逸品という形で、このそれぞれの会社で独自のもの、獨創性のある製品なんか開発していただいて、それをブランド化してやっていきたいと思います。

な取組も、今進めております。しっかりと来年の3月に向けた動きも進められているところでございます。このような形でちっちゃいながらのところからも、人がそういう形で動いていくことが、この町の元気にもつながっていくのかなと、私は思っているところであります。

議員の御質問に的確に答えているのかどうか、ちょっと判りませんが、そのような形で進めたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

午前中、ちょっと間が空きまして、質問というか答弁がちょっとあれしましたけども。この防災無線とか光ケーブルと3月に出来上がると、出来上がるという言葉はおかしいですね。工事が終わるということで、町長が企業や人々がいかに活用するかが課題だということをおっしゃいました。午前中の議員の質問の中にも、SNSを使った情報伝達とかいろんなことをするべきだということも出ておりましたけれども、私も同じように思うことが、やっぱりこれを活用せんとせつかく多額の予算を導入した経緯もないのではないかなと思います。その点は十分、周知されますように要請をしておきます。

ちょっと急いで質問いたしますが、今回のこの町長、1回目の質問の予算の取組のところ、ちょっと私は強くいきたかったのは、国が今回、農業再生で1,000万円の構想で農業の後継者を作り出すという方向性を示しておりました。私の町にも、私たちも以前にも里親制度の活用策をさらに推進して、新規就農者の育成を図る構想を提案したこともありました。

そして、京塚原のたばこ、苺の苗場が現在是一部の人が苗を作ったり、あるいは倉庫として活用しているという状況でありますけれども、この町有地があまり生かされていない、せつかく町有地として町の財産としてあるのに、その活用策が全然できていない。まして、先ほどから申し上げていますように、町の活性化を図る意味で農業政策にもう少しメスを入れるべきじゃないかと私は考えております。

その中で、農業の担い手を育てるということは非常に、一から始めるということは予算的、あるいは資金的、いろんなところで問題がある。まずはどういう農業をしたらいいのか、そういう生産性を上げられるようなシステムを作っていく、そういう意味ではこの新規就農者を育てていくという問題もあると思います。

県内の市町村、いろんなところをホームページ等見てみると、頑張っている市町村では、そういう担い手を育てるということで、農業の担い手を育てているところもあります。先般、薩摩川内市のほうのところも質問したことがありましたが、農業公社的なところを作り、そこで生産性を上げる就農者を育てていくという考えがありましたけれども、町長がこういう里親制度等を活用したり、京塚原のこの施設を新たに活用して新規就農者を育てる、こういう施策は考える考えがないのか、お聞きいたします。

○町長（上野 俊市君）

柏原のこの苺の関係等については、今、活用をしている状況等もございますので、担当のほうから、担当課長から答弁させますけれども、農業公社の関係等については、以前も議論された経緯がありまして、採算性の問題、それから費用対効果が見込めないというようなことなどから見送った経緯もあるようでございます。

町におきまして、さつま庁舎におきまして県の普及の職員の方々、それから町としましては専門の専門員を2名採用いたしまして、それから指導農業士と連携をとりながら今、こういう新規の就農者の支援といいますか、そういう形での取組をいたしているところでございます。この体制等については、今のところ、そのような形で十分対応ができているものかと思っているところでございます。農業公社の関係等については、やはり今後の問題、それからその効果の問題もございまして、慎重にさせていただいているところでございますけれども、今のところは県、それから町、JA、それからその指導農業士との連携の強化を図って進めているところでございます。

○川口 憲男議員

以前から町長の答弁というか、以前の町長も同じような答弁をされとって、公社的なところで推進を図るという考え方はないという印象を受けております。ただし、やっぱり商店街あるいは商業の人に対しても、やっぱりまちが活性化するということは、一次産業である農業が元気がなければ、何も起こってこないんじゃないかと、私は考えます。

そして、まして高齢化が進んでいく中で若手を育てていかんな、先ほど午前中の質問にもありましたように、人口増というのは図れない、人口維持というのも図れない状況になってくると思っています。町長の今の答弁を聞きますと、ちょっと後ずさりするような答弁でしたから、もう追及はいたしませんけれども、町長が農政課長、その時点でこの里親制度とか、こういうところを打ち出されたところがあると思うんですけれども、全然、里親制度も利活用されていないような状況。先ほど申されました専門員を設置して活動しているということがあるけど、全然、町内全域でいろいろ聞きますけれども、末端までということは言葉おかしいですけど、そういうことの指導を受けたとか、来ますかということ聞くんですけど、それはないというふうに聞いております。そこあたりを生かすためにはもう少し、この新規就農、あるいは農業の後継者育てというものが必要じゃないかと思っております。

もう、質問が空振りというか、その辺で終わるとしますので、新たな質問に移ります。

新たな財源確保、これに対しても午前中の議員の質問にいろいろありました。自主財源が目減りする。本当にまちの財政を潤すには、町の活性化を図らなければならないと思っております。企業誘致も質問もありました。だけど、どれだけ見込めるのか。どういう方向性が見えるのか、私は全然目に見えてこない、ちょっと言葉はきついですけれども、そういう状況だと思います。

あえてもう一回、町長にお聞きしますが、企業誘致の問題も議員が質問いたしました。やはり、もうちょっと真剣に取り組むというような心も大切じゃないかと思っておりますが、この企業誘致、あるいはこの地域活性化に対して町長の答弁を求めます。

○町長（上野 俊市君）

先ほどの農業公社の関係等について、農業公社、この一辺倒ではなくて、やはりそれに代わる体制というのを、今とりながら進めているわけでございまして、ここについては誤解のないようにしていただきたいと思っております。農業公社に代わるような対応ということで進めています。先ほど、そういう指導員、専門員がなかなか回ってこないというような話もございましたけれども、ここについてはまた改めて、私のほうから担当課のほうには指示をして、しっかりとバックアップ体制ができるような形で進めていきたいと思っております。

それから新規といいますか、この企業誘致の関係等については、企業誘致と簡単に申し上げても非常に厳しい状況であります。なかなか新しい企業をこのまちにおいでいただくというのは難しい中にありまして、私もその厳しさというのは判っておりまして、難しいということは判っております。そういう中で、私はこの今、町内に来ていただいております、町内で立地されている企業の方々としっかりとやっぱり支えていくということが、まず大事かと思っております。やはりそこでしっかりと体力を付けていただいて、やはりしっかりとした企業になっていただければ、また、このまちを出た若い方々もＵターンしてこのまちに住んでみたいと思ってくれるのではなかろうかと思っております。

私はそういう形で今ある地場企業についても、しっかりと支えていきたいと思っております。そうしながら、また新たには様々な分野の企業の誘致も進めていきたいと、私は真剣に考えてやっているつもりでございます。

○川口 憲男議員

地場産というんですか、地域企業、いまふるさと振興課ですか、そこで移住定住促進事業をやっております。私もこれちょっと事前に調べもしましたけれども、非常に地元の企業あるいは移住定住される方が非常に多いです。ただし、これは先ほど申し上げました農業関係でなくして、やっぱり企業として工場といいますか、企業に参加する方、そういう方だと思っております。この中で、転入者就労支援がちょっと少ないのは、やっぱり高校生、新卒者が少ないなどの条件になるのではないかなと思っております。やはり、こういうところに対して移住定住促進事業に対して、ものすごく伸びていることには、私もいいのかなというよりは、これはだいぶ成功しているし、まだまだちょっと拡充していけるような方向性があればいいのかなと思っておりますが、先ほど申しましたように、どうしてもやっぱりこの財源確保に対しては、地域に住んでもらう方が多くないと、自主財源というのは膨らんでいかないわけです。このことはもう十分承知のことと思います。

それと、ふるさと納税のところでも、今年私も１年、２年、３年、ちょっとこっち見てきまして、尻上がりにこのふるさと納税のほうが上がってきていることは、もう十分承知しております。非常にいいことだと思います。そこでさらなる、さつま町として何を目指していくかということ考えたときに、町長、さつま町の特産品、これの商品開発も今後、進めていかれるということになっているんですが、やっぱり、もう一回さつま町を見つめなおしていただく、さつま町にふるさと納税したら、こういうのが返礼品として、さつま町のこういう特産品が送ってきたということを、そこあたり伸びていく状況じゃないかと思っております。

９月現在でちょっと２,０８０万円でしたか、ちょっと少ないですけど、町長の答弁にありました３億円を超える状況にいつているということですから、非常にいいことなんですけど、さらにこのさつま町を知ってもらい、あるいはさつま町に再度帰ってくるというのはおかしいんですけど、ふるさとさつま町をもう一回いけんかしようという考え方で、例えば一つの提案なんですけど、薩摩中央高校が豚味噌を生産しております。あれは更生之素というのは伊佐農林だったんですか。あそこは更生之素というので売り出しておりますけど、薩摩中央高校も豚味噌を生産しております。

これは、町長も思い出はないかと思うんですけど、私も農業高校出身ですから、その当時で作った経緯があって、それからずっと続けて作っている豚味噌です。だからこういうことを作って、これからふるさとを出た方がたくさんいらっしゃる、そのふるさとの納税品の中に一つこういうのがちょこっと入っておれば、さつま町からのお祝い品ですかというか、御礼品ですよというので入っておれば、また一つの違いができてくるんですけど、こういうような生産物を、特産品ある

いはこういう生産物をどういうふうにして、これから推し進めて生産に結びつかれていかれるのか、またそれをどういうふうにして町外の方にお知らせするのか、そういうところも考えていくことが必要じゃないかと思うんですが、町長どう思いますか。

○町長（上野 俊市君）

ふるさと納税の関係等については、この制度ができたときには、やはりその自治体、そのまちにこの思いをもってもらい、そのまちを応援してもらいたい方々が寄附をしていただくというように制度が始まった部分等もございます。今現在、何か返礼品だけが目立ってきている状況でございますけれども、ふるさと納税を利用して地域の経済活性を図るということで、非常に今、この小さな自治体等にとりましては、大きな財源となってくるところでございます。

今、議員からもございましたように、このふるさと納税の関係等については、返礼品等を充実させていただきながら、この一方では、やっぱりさつま町に応援をしたいというような方を、どうして募っていくかということは大事だと思っております。今回も経済対策で第2弾のエール便ということで、予算も組ませていただきまして、取組も始めております。そういうことを通じてやはりこの地元の特産品、この地元のものをしっかりと全国に発信していった、これをまた寄附をしていただくというような取組は、今後も力を入れていきたいと思っております。

返礼品等の中身の関係等については、薩摩中央高校の豚味噌も入っていたんですね、入っているようでございます。そのような形で、やっぱり地元の高校というの、またそういう情報も発信しながら進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

豚味噌のほうは入っているというような話でしたけど、もう入っておれば幸い。先ほど町長の答弁にありましたように、本当にこのふるさと納税の場合は、地域から出られた方、出身の方があえてさつま町をもう一回応援したいと、自分の故郷を応援したいと、そういう気持ちが非常に高まっていただければ、これに越したことはないと思うんですけども、そのふるさと納税をされる方はどういう方がされるのか、中身までは私、精査しませんでしたが、ぜひこの地域出身者の方も、もう一回さつま町はということで思い出していただけたら、非常にありがたいところでございます。

最初申し上げました、この予算への取組と、それからこの財源確保については、何度も申し上げますが、人口増対策が非常に大事なことであります。以前からいろんな議員の方々もこういうことについて質問をされておりますけれども、やっぱり議員の方々もさつま町をよくしたい、それからさつま町に目を向けてもらいたい、そういう気持ちは町長と全く同じじゃないかと思っております。町長も504号期成会の会長ということで、この道路の整備にも努力されて、全面開通を望んでいらっしゃいますけれども、全くこの高規格道路が完成することでどういう、さつま町にメリットがあるのか、どういうことがあるのか。

以前から言われておりました、さつま町には3本の国道があると。これが交わるころだと常々言われておりましたけれども。そう言いよって、この地域の活性化にこれがどういうふうにして寄与していくか、私たちも十分、私はもうどうなるんだろうかという心配もしておりますけれども、非常に充実した、この地域の特徴ある地域の活性化にこれも必要性があるんじゃないかと考えております。

一方、長島町に行きますと、非常に町県道道路がきれいです。今の時期に行けば、ツワブキがいたるところに花が咲いて、きれいにしております。以前、長島町の議員の方といろいろ話をする中、あるいは町長のお話を聞く中で、何でこうするんですかということは、これの効果をどうなんですかと聞いたら、うちのまちに来てほしいんだと、長島町はこういうまちだから、きれ

いなまちだから来てほしいんだよということを強く訴えられていました。

なるほど、私も自分一人ですけど行きましたときに、やっぱりきれいです。車で走っておっても非常にきれいです。一番上の高いやまですか、あそこにまで登って見てきましたけれども、風光明媚なところもありますけれども、やっぱり地域あるいはまちを挙げて、どうにかしてこの長島町に来てほしいという意気込みが見えるような感じがいたしました。そういうところはやっぱり、町長の方針の中にあります訪れたいまちですかね、もう一回行ってみたいまち、それから安心・安全のまちというのもありますけれども、そういうところにもつながってくるんじゃないかと思っております。

この前、ちょっと外部といいますか、外から聞いた話ですけども、県立公園の橋の計画も重々進みつつあると。虎居のほうに、島になっているところにさがるという話も聞きました。そういうところからやっぱり、どうにかしてさつま町に来てほしいと。来て、言葉おかしいけど外貨を落としてほしいと。ちょっと言葉はおかしいですけど、来てなんとか特産品を買ってほしい、あるいはいろんなものを買ってほしい、まちにお金を落としてほしい。それもやっぱり私、自主財源につながるんじゃないかと思うんですけど。町長、そういうところの考え方、当然あると思うんですけども、まちづくりにそういう考え方を取り入れる考えはないのか、お聞きします。

○町長（上野 俊市君）

今、議員のほうからございましたように、今年この北薩横断道路、いわゆる空港道路でございますけれども、これについても全線事業決定ということでございます。さらには、今言われましたように県立公園の歴史等の関係等につきましても、あそこに虎居城跡に渡る橋も建設が始まってきております。そのようなことで、私も先般の予算編成説明会の中でも申し上げたところなんですけれども、非常にそういうことで、この交通アクセスも格段に上がっていくだろうし、そういう観光面の関係等についても整備は進んでいくということで、非常にこの追い風はあると、しっかりとそこを職員一人一人が捉えて、これを進めてもらいという話もいたしたところでございます。

この道路のアクセスがよくなりますと、入ってくる面、また逆に出ていくということも考えられます。単なる通過点で終わらせるのではなくて、しっかりとこのまちに足をおろして、できればここに根をおろして、ここに住んでいただくと。これがもう究極のところでございますけれども、まずはそういう交流人口を増やしながら、このまちづくりにしっかりとつなげていきたいと考えているところであります。

○川口 憲男議員

時間もちょっと迫ってまいりましたけれども、私が言いたいことは、予算編成の中で、あるいはいろんなことによって、まちの活性化を図っていく。やっぱり少ない財源をいかにフル活用して効率よく事業を進めるか。当初の町長の言葉にもありますように、その言葉を十分言っていらいっしやいますから、効率的、効果的、町民と一緒にやって取り組むということを書いていらいっしやいます。私もそのことを深く掘り下げる意味でこういうことを重々申し上げております。

その高規格道路にしても、以前、高規格道路が開通したおかげでちょっとまちが変わったというところもお聞きしましたけれども、やっぱり3本の道路が交わる地点で特産品が十分売れるまち、あるいは活用するようなまち、なんと言いますか、道の駅的なまちを作って活用策を図るということもあります。

最後に申し上げますけれども、今まで重々申し上げましたけれども、稼げる農林業、商工業の推進、これは町長が町政運営に対する所信で申し上げられていることです。ぜひ、やっぱりさつま町一次産業のまちとして、一次産業が潤わないことにはその活性化はないという言葉はおかし

いですけど、前に進まないんじゃないかと私は思います。ぜひ、あるものをどういうふうにか
すかということに努めていただきたい。そのためには、先ほど申しあげました農業の育成ですか、
新規就農者の育成あるいは商業者の育成、そういうことにつながるんじゃないかと思っておりま
す。非常にはばばった言葉も言いますけれども、やはり今アクションを起こさないと、明日、
明後日、1年後、2年後はないんじゃないかと、つくづく感じます。

最後に、もう一回お聞きいたしますが、この予算編成の中で、ぜひこれだけは取り組むとい
うことがありましたらお聞きしたいと思いますが、何かこれだけは取り組んでいくよということが
ありますか。

○町長（上野 俊市君）

これだけだと、いろいろと考えているところはたくさんございますけれども、先ほどありまし
たように、このまちは農業を主体とするまちでございます。当然ながら、この農業の関係等につ
いては、農業者が減っていく中で、しっかりとこの維持できるかどうか、この農業者が減って
いくということは、その地域自体がやっぱり衰退していく一つの要因にもなろうかと思ってい
ますので、この農業関係はしっかりとまた力も入れていくということは申し上げておきたいと思
いますが、今、庁舎内にこの定住関係についての人口減対策についてのプロジェクトチームも作っ
ております。この中で、今やっているこの移住定住対策の事業の本当に見直しを行いまして、今
必要なのか、今ほかにどういうものが必要なのかという洗い出しと分析も行いながら、総合的な
対策を進めていくということで今、いたしております。

そういう中で企業誘致も大きな問題でもございます。この定住していただくための関係等のい
ろんな諸施策についても一緒でございます。様々な、この組合せを行いながら、しっかりとこの
移住定住につなげていく対策をとっていきたいと思っております。当然ながら、財政には限りが
あるわけでございますから、全てが今のままでできるわけではありません。新しい事業を進める
となると、やはりスクラップアンドビルドで、古いもの、効果のないものについてはもう、しっ
かりとこれは、思い切って廃止、見直しをしていく必要があるかと思っております。

そういう健全財政の確率ということも後世にとって非常に大事な部分でございます。私のとこ
ろで借金だらけにすれば、あとあとどうしようもない事態もまいりますので、しっかりとそこ
については財政規律も守りながら、できるものは思い切ってやっていきたいと思っておりますので、
御理解いただきたいと思います。

○川口 憲男議員

今までやっぱり自主財源が町長、30%前後、これはやっぱりもうちょっと増やしていくとな
っていくには、今答弁があったような一次産業、あるいはいろんな企業誘致、こころで増やして
いかざるを得ないのではないかなと思っております。人口減になっていけば、いろんなこの交付
税処置も減らされてくるのは当然のことです。今まで令和1年、2年、3年と財政調整基金が運
よくという言葉はおかしいですけれども、計画的に積み立てられ、これから財政のほうに一般会
計のほうに繰り入れられたという状況も重々見ております。だけど、これから先も財政調整基金
がやっぱり今度は使う分だけ積み立てていかなきゃならないことです。それにやっぱり依存財源
に頼ってばかりじゃできないと思いますので、ぜひ今、町長の述べられましたように、農業のま
ちとしてこのまま維持できるように力を入れていくということを申されましたので、ぜひその旨、
そのところを肝に銘じて町政に臨んでいただきたいと思います。

私の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。明日１２月３日は、午前９時３０分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後１時３４分

令和3年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

令和3年12月3日

令和３年第４回定例会一般質問
令和３年１２月３日（第３日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(3) 上 園 一 行	1 町長マニフェストについて (1) 実行目標に掲げた「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、地域防災力の強化や地域医療体制の充実・強化を掲げているが、施策の進捗はどうなっているか。 (2) 「さつま町で産み、育て、安心して暮らせるまちづくり」の実現のため、きめ細かな子育て支援や人口減対策を掲げているが、取組状況と具体的対策をどう講じていく考えであるか。
7	(10) 有 川 美 子	1 猫の多頭飼育について 本町全域で猫の多頭飼育が多くの問題となっているが、次の２点について考えを問う。 (1) 猫に関する町民からの相談件数と相談内容はどのようなものとなっているか。また、本町の動物愛護団体「くるみの森」より、「公益財団法人どうぶつ基金」の不妊手術チケットを活用した多頭飼育問題解決への協力申込みがあると聞くが、対応はどのようにになっているか。 (2) 本町でも「人と猫との共生に関する条例」制定を要望する声があるが、どのように考えているか。 2 外国人との共生社会に向けた地域防災について 令和３年７月豪雨災害で被災した本町は、これまで以上に「防災リテラシーの向上」について町民の意識が高まっており、地域防災の対象は国籍に関係なく、在留外国人も含まれる。 そこで、外国人に向けた防災情報の提供や今後の地域防災に対する課題、取組について考えを問う。 (1) 在留外国人へ向けての防災情報は、どのような手段で発信しているか。また、情報提供の在り方について十分だと考えているか。 (2) 今後の地域防災の担い手に在留外国人を対象にする考えはないか。また、行政が主となり防災士を育成する考えはないか。

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
8	(5) 中 村 慎 一	1 高齢者の交通対策について 町長が所信表明で示された「住み慣れた地域で安心して暮らす」ための政策について、高齢者の困りごとの上位を占める医療機関の受診、自宅又は自宅周辺の清掃・草刈り、食料品・生活物資の買い物は、生活に欠かせない。高齢化が進む周辺地域で暮らす高齢者が安心して生活できているか、次の2点について問う。 (1) 高齢ドライバーの実態と公共交通機関の利用の現状を踏まえて、高齢者の交通対策、移動手段の確保対策について、どのように対処する考えか。 (2) 乗合タクシーに対して、運行区域の制限から地域によっては利用しづらいという声があるが、これに対してどのような対応を考えているか。

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和3年12月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
町民環境課長 下 田 良 二 君	保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長 原 田 健 二 君	子ども支援課長 藤 園 育 美 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許可します。

まず、3番、上圀一行議員に発言を許します。

〔上圀 一行議員登壇〕

○上圀 一行議員

おはようございます。それでは、質問させていただきます。

早速ですが、上野町長は、令和3年4月14日の南日本新聞で公約として6項目を挙げていらっしやいます。その中で1番目の安全で安心して暮らせるまちづくりで地域防災力の強化、地域医療の充実を掲げてございます。これは大事なことです。就任1年目の12月ですが、就任後、コロナ対策と集中豪雨対策等に奔走され、大変な時期ではございましたが、どのような取組をなされ、進められてきた状況を伺います。

また、その中の4番目に掲げてございます、産み、育て安心して暮らせるまちづくり、きめ細かな子育て支援、人口減対策とございますが、これもどのような取組、また、今後どのような点を強力に進めていかれるのか具体策を伺います。

1回目の質問を終わります。

〔上圀 一行議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

おはようございます。上圀一行議員のほうから質問を頂いておりますのでお答えさせていただきます。

1点目の地域防災力の強化と医療体制の充実、強化についてでございますけれども、地域防災力の強化といたしまして自主防災組織の育成、強化を行っているところでございますが、その一つとしまして例年、出水期前に町内一斉のこの防災訓練の日を設定いたしまして、町民参加型の訓練を行い、自助・共助より自発的に行う地域防災の啓発強化に取り組んでいるところでございます。

今年度は5月30日に行いまして、具体的には72の公民会が避難訓練、消火訓練、情報伝達訓練などが実施されております。また、各地域におきましては地元の消防団と地区の公民館長などによる防災点検を実施し、災害の発生が懸念される危険箇所の再確認や住民への情報共有が図られたところでございます。

さらに、自主防災組織に対しまして出前講座も行っており、これまで7地区に出向きまして防災知識教育による防災意識の向上と連携強化に努めているところでございます。防災につきましては終わりがなくよく言われますように、継続した取組が必要かと考えているところであります。

近年、全国各地で豪雨、台風、地震等で甚大な災害が発生していることから、今後もさつま町

の地域の特性を考慮した上で地域防災力の強化、充実につながる取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

次に、地域医療体制の充実、強化についてでございます。

本町では町民が安心して医療が受けられる体制整備に努めるため、二次救急医療の役割を担っている地域医療の核でもございますが、薩摩郡医師会病院への運営負担の軽減、それから医師確保支援、良質な医療を提供する体制の確保を図ることを目的に県の補助金等も活用しながら財政支援を行っているところでございます。

このような中で医師確保対策につきましては、令和2年度から厚生労働省が大学医学部に設けている地域枠の卒業生より医師1名を確保することができまして、現在、薩摩郡医師会病院で勤務していただいております、今現在、5名体制となつていただいております。

しかしながら、薩摩郡医師会病院の医師不足は深刻な課題でもございまして、年間約2万9,000人のこの入院患者を5名の医師で対応しているということにつきましては、非常に厳しい状況下にあるところでございます。地域医療の充実を図る観点からも今後さらに医師確保対策について情報収集を行いながら、薩摩郡医師会病院と連携しながらこの医師確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、新型コロナウイルスの感染症対策としまして、昨年度は指定感染症軽症者等宿泊療養施設の整備や必要な医療機器等の整備における費用の一部も助成を行っていただいております。本年度は新型コロナウイルスの感染者が町内でも増加しまして感染拡大防止、発症防止、重症化予防の効果のためワクチン接種につきましても希望される方々が迅速に接種可能となるよう、医師会や薬剤師会等の皆様の御協力を頂き、集団接種を行ったところでございます。

今後におきましても社会情勢に迅速かつ臨機応変に対応できますよう、町民の皆様が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、子育て支援や人口減対策の取組状況等についてでございます。

平成30年4月から本町内に子ども支援課を子育て世代包括支援センターに位置づけまして妊娠前から出産、子育て期まで切れ目なく相談を受け、支援する体制を整え、安心して子供を産み育てることができる環境の整備や子育て世代の経済的支援を実施していただいております。環境の整備におきましては、身近なところで気軽に親子の交流や子育て相談ができる地域子育て支援センター事業、病気や病後の子供を保護者が家庭で保育ができない場合に保育所などの専用スペースで預かる病児保育事業、共働き等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に適切な遊び、それから生活の場を提供する放課後児童健全育成事業等を実施しているところであります。

平成28年4月から事業を開始いたしました産後ケア事業では、町内に利用できる施設がなく利用しにくいとの御意見を頂きましたので、平成30年4月より宮之城出張助産所を開設しまして、この利用増加につながり助産師さんに相談できる場になっているところでございます。

次に、経済的な支援の関係等につきましてでございます。

これにつきましては、町独自の支援としまして子供を望む方への特定不妊治療費助成、それから予防接種法の定期接種に定められていない任意予防接種費用の一部助成、教育保育施設の利用者負担額の軽減、加えまして教育・保育施設の副食費、小学校・中学校給食費の助成を実施しているところでございます。

子供の医療につきましては、国の施策で本年4月より非課税世帯は18歳の年度末まで無償となりましたけれども、本町は平成30年4月より、いち早くこの18歳の年度末までの全ての子供たちの医療費を助成し、経済支援を行っているところであります。

また、今後の子育て支援の具体的対策といたしましては、令和4年度から保険適用となります。特定不妊治療費について、妊娠を望む皆さんの負担が少しでも軽減するような助成や、妊娠期から子育て期の節目の応援金の給付を検討しているところでございます。

一方、人口減対策につきましては、先日の岸良光廣議員からの質問でもお答えしましたとおり、総合振興計画や総合戦略などの既存の計画の取組を推進しながら、加えまして、新たに設置しましたこの定住対策のプロジェクトチームでの検討結果などを踏まえながら、できるだけ速やかにこの事業に反映させてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上野 一行議員

質問いたしました1問目の現状はよく判りました。上野町長は、地域防災力で特に力を入れて取組をされる意気込みと、地域医療の充実もこれらのことに対して上野町長独自の施策もこれから社会情勢に合わせていきたいということでございますが、さつま町に住みたいと希望する方、さつま町に帰って住みたいと願うとき、まず、安全だろうか。次に、近くに医療体制は整っているだろうか。学校は、買物は、真っ先に考えます。医療体制も団塊の世代、昭和22年、23年、24年生まれの方々に私もその一人でございますけれども、75歳を迎えます。社会情勢に合わせてというところをもう少し詳しくお知らせいただければありがたいと思いますが。

○町長（上野 俊市君）

私がやっぱり考えますところは、まず、この町に住んでよかった、住みたいとやっぱり思うのは、先ほど議員がおっしゃいましたように安全・安心がまず一番だろうと思っておりますし、それに加えて、やっぱりこの医療体制、これの充実というのはもう当然ながら私は必要不可欠なものかと思っているところでございます。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、非常にそういう中で地元の開業医の方もいらっしゃいますけれども、なかなかその開業医の方も高齢化が進みながら、やはり今後、地域の医療の核となるのが医師会病院等であろうかと思っているところでございまして、先ほどこの医師確保対策につきましても、しっかりと取り組んでいくということをお話ししたところでございます。

それから、加えて、昨今本当に全国各地で想定外の大きな災害等も発生しておりますようなことから、やはりそういう災害時の対応というのも非常に大きなウェイトを占めてくるところでございまして、この地域の防災力、我々行政だけの対応というのはもう限界がございまして、やはりこれをしっかりとしていくには地域の力、これが必要不可欠かと思っております。ここに対する対策というのもしっかりと講じていきたいと思っております。それがどういう形がいいのかということ、また皆さんと協議しながらここも進めていきたいと思っておりますけれども、そこにはまた防災士とかいうようなことも出てくるかと思っておりますけれども、そのような形で後は地域の防災力を高める取組というのも力を入れていきたいと思っております。

○上野 一行議員

力強い町長の考え、よく判りました。これで1問目は終わりたいと思っております。

2問目に入りますけれども、こちらも今までの施策に力を入れていらっしゃることはよく判りました。私も前町長時代に当時、上野町長は副町長でしたが、提案させていただきました。保育料の無償化、学校給食の無償化、子供を産み育てるお母さん方への助成金、人口減少は全国的な問題で、昨日も2人の議員から質問がありました。大変なことは判ります。ですが、だから何も始まらないでは始まりません。人口減少のスピードを遅らせる手立ては多くございます。特にここに力を入れた、4年度から応援金の給付ということもおっしゃいましたが、上野町長、力強い施策がございましたらお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

この人口減少の時代に入りまして、これから地域を支えていくのは新しくこの町に生まれ、この町を背負っていく方々かと思っております。その中でやはり子供は町の宝でもございますし、地域の宝でもございます。本町には産婦人科という医療機関がございません。そういうハンディを持っているところではございますけれども、このさつま町でしっかりと産み、育てやすいこのまちづくりの実現のためにその的確な支援というのができないかということで今検討を進めております。子供を産む前には、やはりその産婦人科等への通院というのも当然ながら必要になりますし、先ほど申しましたように本町にはそういう産婦人科の医療機関等がございませんので、そういう方々への経済的な負担も大きいかと考えているところであります。そのようなことから、そのような方々への経済的な支援も含めまして、先ほど申しましたような人的なサポート、本当にここあたりもしっかりして、本当にさつま町は子育てとしてすばらしい取組をやっているというようなものを何とか構築していきたいと考えているところであります。

昨日もございましたが、出生数が本当に少ない、減ってきております。何とかこの町で産み、育て本当に良かったと言われるようなことができるように知恵を絞って、皆さん方のこの町を支える将来の子供たちの育成にもつなげるような対策を講じていきたいと思っております。

○上 圀 一行議員

力強いお言葉を頂きましてありがとうございます。よく判りました。現状に力を注がれる、これも大事ですけども、これからは今も新しい発案と申しますか、町長のお考えをお聞きしたところでございますが、ますますこれはもう人口減少問題は特にですが、さつま町だけではございません。鹿児島県内どこを取っても人口減少問題はあるわけですから、ほかの町に劣らないような、増やすということは無理かもしれませんが、現状維持を長く続けるような形で持って行ってもらいたいと思います。

後段は、私、要請も含めて質問いたしました、上野町長の色、上野町長色を出してさつま町の発展に尽力されることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上圀一行議員の質問を終わります。

ここで、演台の消毒をしますので、しばらく休憩します。

休憩 午前9時48分

再開 午前9時50分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様、おはようございます。議員番号10番、無所属の有川美子です。

今回は、猫の多頭飼育についてと、外国人との共生社会に向けた地域防災についての2項目を、通告どおり質問をいたします。

初めに、猫の多頭飼育について、本町各地で起こっている猫の多頭飼育による問題を、どうか解決してほしいと、5月頃から、私やほかの議員の方へも、複数の町民より御相談がありまし

た。この猫の多頭飼育問題とは、何であるのか。私は町民の暮らしと福祉の問題と捉えています。それは、猫の多頭飼育が、飼い主の生活状況の悪化をさせ、動物の猫の状態を悪化させ、そして周辺の生活環境を悪化させる大きな影響があるからです。

そこで、町長の考えを問います。

(1) 猫に関する町民からの相談件数と相談内容はどのようなものとなっているか。また、本町の動物愛護団体くるみの森より、公益財団法人どうぶつ基金の不妊手術チケットを活用した、多頭飼育問題解決への協力申込みがあると聞くが、対応はどのようなになっているのか。

(2) 本町でも人と猫との共生に関する条例の制定を要望する声があるが、どのように考えているのか。

続きまして、外国人との共生社会に向けた地域防災について。今年7月豪雨災害で被災した本町は、これまで以上に防災リテラシーの向上について、町民の意識が高まっております。防災リテラシーの向上というのは、例えばもし自分に災害が起きたらどんなふうに行動すればいいのか、そういうことを考える知識、能力のことです。地域防災の対象は、国籍に関係なく、在住外国人も含まれます。そこで、外国人に向けた防災情報の提供や今後の地域防災に対する課題、取組について、考えを問います。

(1) 在住外国人に向けての防災情報はどのような手段で発信しているのか。また、情報提供の在り方について、十分だと考えているのか。

(2) 今後の地域防災の担い手に在留外国人を対象にする考えはないか。また、行政が主となり、防災士を育成する考えはないか。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、有川美子議員のほうからの質問に答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の猫の多頭飼育の関係等についてでございますけれども、猫に関する本町の相談件数につきましては、昨年度は7件、今年度は11月までに4件あったところでございます。相談内容といたしましては、近隣住民が飼育されている猫が、敷地外に出てふんとか尿とかしているというようなこと。それから猫を飼育するつもりはなかったけれども、野良猫に一度餌を与えたら住みついてしまって、子猫まで生まれて困っているというようなこと、それから家で飼育している猫が弱っており、処分したいが、どのようにしたらよいかといったような相談があったようでございます。

このような相談につきましては、県の窓口であります川薩保健所と連絡調整を行い、本町におきましては、広報誌等により、責任のある飼育をしていただきますように、啓発もお願いしているところでございます。

県内でも同様の事例が多数発生しているとのことで、霧島市にあります鹿児島県動物愛護センターでは、引き取られた猫の譲渡事業を行っておられるところでございます。また、動物愛護団体等で実施する猫の不妊手術を行うことができる、公益社団法人どうぶつ基金のさくらねこ無料不妊手術事業につきましては、県内では鹿児島市、姶良市、志布志市、伊佐市、日置市、十島村の6団体が、この事業を導入して進めているところでございます。本町におきましても、この事業に参加できないか、今現在検討も進めているところでございます。

続きまして、2点目の条例制定についてでございますけれども、県内では、鹿児島市や姶良市で、適正な飼育を促す啓発条例を奄美大島の各自治体では、天然記念物保護を目的に条例を制定

されているようでございます。また、薩摩川内市では、適正飼養に関するガイドラインが制定されて取組を進めているということでございます。

本町におきましても、今後、買い主や関係者の責務を明確化したガイドラインを作成いたしまして、状況を見ながら、必要であれば、条例の制定も検討していきたいと考えているところであります。まず、このようなガイドラインをしっかりとしたガイドラインを示しながら、進めてまいりたいと考えております。

それから、外国人との共生社会に向けた地域防災の関係等についての1点目でございます。全国的に技能実習生を含む在留外国人が増えていく現状にありますけれども、外国人の皆さんが生活上の情報を受け取り、理解してコミュニケーションづくりや、安心安全に暮らせる環境づくりも求められているところでございます。

昨日の古田議員の質問にもお答えいたしましたけれども、町民向けの防災情報等の発信につきましては、今現在、防災行政無線、ホームページ、それからテレビに反映されるＬアラートなどによりまして、発信しておりますけれども、現在のところ、外国人の方に十分に対応できるシステムは、整備されていないのが実情でございます。

外国人登録者の大半は一定期間の就労者という現状でありますので、防災情報に関しては、雇用先である企業の方々との連携というのが非常に大事になってきているところでございます。このようなことから、密にした情報提供した上で、周知していただくことが、迅速で確実な手段であろうかと考えているところであります。

また、鹿児島県国際交流協会が本町で開催いたしました、外国人と日本人のための防災支援講座には、町内在住の外国人も参加されまして、災害への意識づけにつながったとの声も聞いております。今後もこのような機会を設けていきますとともに、先進事例を参考にしながら、外国人への情報の提供の在り方について、検討をしてみたいと考えているところであります。

2点目の地域防災の担い手に関する御質問でございます。地域防災の担い手につきましては、年齢、性別、また国籍にこだわらず、多様な人材や組織が担い手になっていただけることが、地域の防災力の強化につながると考えているところであります。先ほどの上岡議員のところでも、お答えさせていただいたとおりであります。

また、地域で生活する以上、その地区住民と交流や連携することが必要でありますことから、外国人との交流、協働についての取組の必要性も感じているところであります。町内の外国人の多いある地域では、地域で率先して交流事業に取り組んでいただいている事例もあるところでございます。

地域防災の担い手に、在留外国人も対象とのことでございますけれども、現在の外国人登録者の大半は、先ほど申しました一定期間の就労者というのが現状あります。自分の命は自分で守るという点を基本としながらも、外国人の方々に一定の知識、理解を得ることが重要であります。文化や言葉など、様々な問題がありますことから、まずは雇用先となっております、各企業の方々との連携、協力、これをいただきながら、取組を進める必要があると考えているところでございます。

もちろん永住者や長期期間の在住者、リーダー的な素質を持ち合わせていらっしゃる方があれば、防災士といわないまでも、よき理解者となっていいただきまして、地域防災を推進していただければありがたいことだと思っているところであります。

防災士の育成についてでございますけれども、資格を取得し、高度な知識を有するリーダーの存在というのは、町にとりましても、有効な取組であると思っているところでございます。行政が主体となった取組や少しハードルが高いということも感じているところであります。

高い意識のある、この専門職を育成することも重要ですが、一方で、より多くの方々に最低限の知識を持っていただくことも、重要かと考えております。これまで地区行政推進員、公民会行政連絡員研修会の際には、専門家を招聘しまして、近年の防災の取組や災害の特性を含めまして、地域の防災力というような観点からの防災学習の機会も設けているところでございます。このような研修等の機会も通じながら、地域のリーダーとしてのお願いも、御理解も頂いているところでございます。

また、自主防災組織に対しまして、出前講座も行っておりまして、先ほど申し上げましたが、今年度はこれまでに7地区に出向きまして、防災知識教育による防災意識の向上と連携強化に努めているところでございますけれども、今後におきましても、町民の方々が防災の意識や技術を養う取組を、積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○有川 美子議員

1回目の質問させていただきまして、答弁頂きましたけれども、一つ一つ確認をさせていただきながら、進めてまいります。

まずは猫の多頭飼育についてなんですが、今日は、傍聴に町民の方もいらっしゃることで、多頭飼育ということについて、ちょっと申し上げてお伝えしておきたいんですが、多頭飼育というのは、2頭から飼っているということで多頭ということになります。その状況でだんだんが増えていくということで、先ほど、町にどのような相談内容が来ているかということで、伺いましたが、野良猫が住みついたというよりも、一度餌をあげてしまって、それがかわいそうかどうか、かわいいですよね、猫というのは、愛玩動物でありますから。それを家に入れて、そうすると不妊の手術を施さなかったと思うんです。ですので、子供が増えたんだ、困ったんだ。

これは、さつま町だけではなくて、よく耳にする事例だと私は思うんですが、そこまでのことに、さつま町が、私はいろんなことをしていないとは全然思っていないくて、ホームページにも、猫を適正に飼ってくださいということも書いてあります。そしてチラシも配っていらっしゃると思います。むやみに繁殖をさせないようにしましょうとも、それから啓発活動は十分にされています。野良猫の餌やりも、餌もそこに置き去りにせずに、ちゃんと片づけてくださいねとか、そういったことはされているんですが、現実には困っている町民の方から、私だけではなくて、ほかの議員の方へも、5月ぐらいから、どんどんと御相談が来ているのが現状であります。

私は、先ほど多頭飼育の問題を、町民の方の暮らしと福祉の課題と捉えていると申し上げました。その中で、その中の一つの多頭飼育について、先ほど出ました公益財団法人のどうぶつ基金のところが、不妊手術のチケット、多頭飼育については、その財団がお金、予算を持っています。行政側が、多頭飼育がこれこれ何件あって、何匹の猫がいるので、不妊手術を受けるためのチケットをくださいと申し込むことができます。これはほかのNPOとか、動物愛護団体、個人ではできないんです。多頭飼育というのは、本来は飼育をしているわけですから、不妊手術をするのは、買い主の本当は責任なんです。けれども、それができなくなっている状態があると、行政側が知ったときに、そういう取組をしている不妊手術のチケットをくださるところがある、これを申込みしませんかというのを、さつま町にあります、動物愛護団体くるみの森様からの申出があるということなんです。

そして、先ほど、現在検討を進めている段階とお答えいただきました。私は、前向きに検討していただいているのではないかと受け取りましたが、勘違いしていただいけませんので、もう一度確認をさせていただきます。

町からの予算を出す必要がなく、公益財団法人のどうぶつ基金の不妊手術チケットを申し込ん

で、町民が困っていらっしゃる多頭飼育について解決をするという、この検討はいつまでにされるとお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

猫の多頭飼育の関係等につきましては、私自身も直接町民の方々から、御相談を受けた経緯もございます。また、それから多頭飼育の関係等について取組をされています、財団法人どうぶつ基金の関係等についても、要請書といいますか、要望書といいますか、町のほうにも頂いております。その段階から今検討を進めてきているところでございます。

そういう中で、町として、今後何が一番できるかということで、考えているところでございますけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、これまで町としまして、様々な啓発は進めてきているところでありますが、より具体的に、それを効果として出していくには、そういう多頭飼育の不妊治療と不妊手術というのが、一番必要かと考えているところであります。私も同じ考えでございます。

今、この取組の関係等につきましては、できるだけ早く結論を出していきたいと考えているところであります。先般も南日本新聞に志布志市の野良猫100匹去勢不妊手術というような記事も出ておりました。これは広島市のNPO法人がやっている活動であるようでございますけれども、先ほど議員からもありましたように、どうぶつ基金のやってらっしゃるのは、費用が生じない、町の負担が生じないというような形でやられておりますので、ここについては、早く結果が出せるように努めてまいりたいと思います。

○有川 美子議員

できるだけ早めに結論を出していただきたいと思います。なぜならば、ちょっとくどくなりますが、私自身が知らなかったことで、お恥ずかしなかなんですが、猫という動物を、私も飼っていたことがありますけれども、詳しくはなくて、昔、昔の話ですので、現在、温暖化が影響しております、大変気候が暖かくなってまいりました。それによって野良猫だけでなく、飼い猫もなんですが、発情期が長くなっているというお話を聞いております。発情期に交尾刺激によって、排卵が誘発されて交尾排卵をするのが猫なんです。猫は子猫が産まれる時期に、暖かい時期に産まれるように、自然と発情というのが来るそうなんですが、暖かい時期が増えております。今日寒かったですけれども。ですが、そういうのを自然と猫が、環境の変化によって感じ取っていて、猫が発情する時期が長いということは、多くの子猫が産まれるということなんです。

先ほども、町長がよく御存じだったので大変ありがたいことです。鹿児島市とかいろんなところで取り組まれておりますので、今後、こういったことを福祉の問題、暮らしのお困り事としてしっかりと、予算がかかりません。ただ、業務としては町民環境課の皆様には、いろいろとしていただくことがありますけれども、この動物愛護団体のくるみの森さんは、まずは猫多頭飼育ですから、猫が何匹いるかを買い主の方が申し込もうと、行政の方と承諾を得たら何頭いるのか確認をして、それが雄なのか、雌なのかで、また違ってまいりまして、そしてかごに入れたりとか、捕獲をして、さつま町には動物病院がありませんので、このチケットを使える動物病院まで運んでくださいます。その協力までおっしゃってくださっております。そして連れ帰って買い主の元に返す。買い主の方が本当にちゃんと御飯をあげているのかとか、手術をしたあとの猫の状態がどうなのか、そういった確認も協力しますよと、おっしゃってくださっていますから、行政だけでできる問題ではなくて、こういう民間の協力をしたいとおっしゃっている方と協力体制を早めに取りっていただきたいと思います。

それでは、（１）番は終わりました、２番目の条例制定のことなんですが、先ほどまずはガイドラインを示してから、それから必要であれば、条例の制定もおっしゃっていただいております。

すけれども、ガイドラインというのは、いろんなところであります。薩摩川内市もそうなんですが、まずはこういう問題というのは、国はどうなんだろうかというところ、大事でありまして、環境省のほうにも、社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けてという副題がつけました、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインというのが、これ半分なんです、大変分厚いのが出ております。この中にも、多頭飼育というのは、飼い主本人だけの問題ではもう終わらなくなっているんだと、多頭飼育で行政側に相談があるとき、もしくは苦情があるときは、既に多頭飼育をされている家の近隣の住民とは、何かしらのトラブルとか、そういったものが起こっているんだと書いてあります。

先ほどの町民の相談でありました、ふんとか尿とか、そういったものの問題、臭いもそうです。敷地を出なくても、たくさん飼われていれば臭いがしてまいります。猫のことをかわいいと思う町民もいらっしゃれば、猫が苦手なんだと思う方もいらっしゃる。そしてアレルギーをお持ちの方、いろんな方が町民の皆様ですから、この条例制定を、私におっしゃってきた方は、私には2名いらっしゃいました。

なぜかという、もうね、有川さん、条例とかそういったしっかりとしたものがないと、近隣だけではトラブルになってしまうから、話合いができなくなっているんだって。だから行政、町がそういうガイドラインじゃなくて、条例をしっかりと立てて、道を示してもらえんのだろうかとおっしゃっております。

この条例に関しては、議員からの発議ということもできます。そのような視点でも、私は今後取り組んでまいりたいと思いますので、まずはガイドラインとお考えいただいていますので、早急とは申しませんが、できる限り早めにガイドラインを出していただけるように、要請をさせていただきます。

そして、この多頭飼育の問題、こんなふうにおっしゃっていました。動物愛護団体の方は、命というものを人と動物で分けるということではなくて、猫は日本人にとっては愛玩動物なんだ。これまで一緒に暮らしてきた愛すべき動物なんだ、それを人間飼う側が、手術とかいう方法があるのに、きちんと施さなかったがために、たくさん子猫が産まれて困った。じゃああそこに捨ててこよう。そういったことが起きるんだと。

捨てる、遺棄するということは、既に去年の6月1日からは罰則という形で、法律が変わっております。ですので、そういったことも一緒に広めてほしいというお言葉でありました。

それでは、1番目の多頭飼育については、これで終了させていただいて、次、2番目の質問のほうに入らせていただきます。

2つ目の質問は、外国人との共生社会に向けた地域防災についてでありました。先ほど答弁の中でありました、さつま町でも7月のあとに、地域防災に向けての講座を開かれました。これは県内で初めて開催された講座です。県国際交流協会と、本町が共催をして、担当は企画政策課でいらっしゃいました。副題にあなたの隣の外国人どう支援する。在住外国人のための防災対応支援事業という形で、4回の連続講座、これに私も2回出席をさせていただきました。それを基に先ほどの質問をさせていただいたところです。

最初の質問（1）の在住外国人へ向けての防災情報はどのような手段でとお聞きしましたけれども、防災無線とか、町のホームページとか、いろいろとしてはいただいておりますけれども、ここでさつま町の公式ホームページに特化して、一つ質問いたします。

パソコンでさつま町のホームページを拝見しますと、ホーム画面の最初の画面の右上のほうに、外国語という押すと、それぞれたくさん英語だけでなく、ベトナム語とか、いろんな言語に対応したものに、ぱっとホームページの日本語が切り替わったりする機能があります。これは大変す

ばらしいことなんですが、一方、これを携帯電話で見ますと、私の携帯電話ですが、最初の画面の外国語という、最初にあったボタンがなくなるんです。どうしたんだろうと思うと、上にスクロールして一番下のほうに外国語というボタンが出てくるんです。

少し細かいことなんですが、ホームページをまたリニューアルされる時期が来ると思います。そのときに、どうにか外国語という、携帯電話で見るときのボタンを、最初のホーム画面に移動させるって、そのようなことはできないでしょうか。質問いたします。

○企画政策課長（角 茂樹君）

ただいま、御指摘いただきましたことにつきましては、そういったのを含めまして、改善項目として掲げて、取り組んでまいりたいと考えています。

○有川 美子議員

早速、改善という言葉をご頂戴しました。よろしくお願いいたします。

大変細かいことかもしれませんが、大切なことだと私は感じますので、要望を、要請をしておきます。

そして、情報提供の在り方について、十分だと考えているのかと質問いたしましたが、十分とまでは行かないということでありましたけれども、その中で、外国人の方がやはり一定期間の就労ということ存じ上げております。何か月とか、そういったスパンで、技能を研修されて帰っていかれるとかですね。ただ、私は今年の7月の豪雨災害と、先ほど申し上げた、さつま町が共催しました、外国人をどう支援するかという講座を受けて感じたことは、もし今この瞬間に外国人の方がいらっしゃる間に、何人ではなくて、災害が起こり、例えば最初の外国人の方が悲しくも亡くなられたということがあったと仮定した場合に、私たちが問われてくるのは、やはり行政側は何をしていたんだということだと思ふんです。

もちろん、私自身も自分の命は自分で守るんです。これは日本人、外国人関係がありませんが、そのために行政側が何をしていたんだって問われる。それを少しでも減らすというのであれば、少しでも対応をこんなふうにしていたというのを、今からしていきませんかというような、私からの提案の意味も含めております。

その中で、情報の在り方です。この講座の中に大変いい講座がありまして、やさしい日本語を防災情報として使っていこうというのがございました。御存じかもしれませんが、やさしい日本語というのは、阪神淡路大震災のときに、日本人の方が100人に0.89人けがをなさった。亡くなった方だけでなく、負傷者も4万人からいた、その中なんですが、外国人の方は負傷者100人当たり2.12人いた。日本人よりも外国籍の方のほうが2倍けがをなさった。この事実を基に原因を突きとめていきますと、原因の一つに、避難に関わる日本語の指示はありましたけれども、これがうまく外国人の方に伝わらなかったというのが、原因の一つだと言われているそうなんです。

ただし、英語で地域防災の無線も英語でしてくださいと申し上げているわけではありません。英語よりもやさしい日本語、簡単な日本語を使ったほうが理解できるという外国人の方も多かったということなんです。

ですので、私どものさつま町に現在410名ほど、400名ほどの外国の方が、今現在、10月末でいらっしゃいます。それが減ったり増えたりしながらも、ずっと今増えておりますので、ぜひやさしい日本語というのを、防災無線のほうに、考え方を入れていただきたいんですが、やさしい日本語というのは、もう既に活用されているんでしょうか。質問いたします。

○総務課長（原田 剛志君）

やさしい言葉、外国人に対しての理解できる使い方という部分につきましては、今現在、防災

無線のほうでは、通常の放送だけということでございますので、そういう分については、現在も行っておりませんが、やはり外国人の方々、先ほど言いましたように、大半、多くの方々は企業にいる就労者でございます。

やはり、今後はそういう就労者の方々と連携を取って、勤め先に出向いていろいろな防災に関する研修会とか、あるいはいろいろなさつま町ものづくり振興会という企業をつくっている協議会等もございますので、その場でまたいろいろな説明をして、やはりそういう情報を受け手側が、そういう仕組みと申しますか、情報を取るにはこういうやり方をすれば、情報得られるんですよという部分も、今後は重点してやると。こちらのほうでホームページとか、いろいろ情報を提供しておりますけれども、それをどう受け手側が、外国人の方が入手できるかという部分が一番の問題になってくると思いますので、そういう部分は、今後は連携を取りながら、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○町長（上野 俊市君）

私のほうから、ちょっと補足して回答させていただきますけれども、今回の災害、それからコロナ対応ということで、私も幾度となく防災行政無線のマイクから情報の発信をしたところでございまして、その際、私が心がけ言っておったのが、判りやすい言葉でと、そういうことを常に心がけるようにということで、私の原稿の関係についても、ここについては努めたところであります。

今後におきましても、外国人の方も含めまして、やはり情報収集も、高齢の方も増えておりますので、情報の伝え方、判っていただくためには、しっかりと簡潔で本当に判りやすい表現で発信をしていきたいと、考えているところでございます。

○有川 美子議員

判りやすく、確かに、私も7月のうち、防災無線で町長からのメッセージを拝聴したとき、判りやすかったです。やはり言葉を区切って、伝わりやすい言葉を選んでらっしゃるということで、覚えております。

私がこのように、やさしい日本語について申し上げたのは、もちろん努力をしていただきたいという要請もなんですが、このやさしい日本語というのを、私自身がはっきりとしっかりと、お恥ずかしながら判っておりませんでした。

ただ、企画政策課のほうで、一緒にさつま町共催した外国人の方と日本人が一緒になってどうしようかっていうのは、外国人向けの防災の講座だけじゃなくて、日本人の私たち町民の、日本人町民の防災意識を高める、とっても役立つものでありました。ですので、あえて質問をさせていただきましたけれども、この地域防災外国人とともにというのは、南日本新聞の11月14日にも大きく掲載をされましたので、覚えてらっしゃる方もいらっしゃると思うんです、町民の方にも。ただ、実際に講座を受けた方々からの声が、4回分を協力していただいて、私入手しております。

この中で、このような感想がありました。少しお耳を拝借いたします。

さつま町の外国人の増え方を知り、防災に関するやさしい日本語や外国語での案内と、早く準備していかなければならないと思った。ボイストラというのは、アプリのことですが、日本語で吹き込むと外国語に変換してくださる、そういった誰でも簡単に使えるようなアプリもあるので、知れて本当によかったです。

次は、災害発生時における、それぞれの部署や企業間での勉強会が必要ではないだろうか。個人だけでは、対応は十分にはできない。各団体での情報の交換とか、その勉強が必要であると書いてあります。

これは公民会、先ほど自主防災組織で、公民館のほうにも出前講座に行っているというお話でしたが、公民会で避難訓練をしているが、外国人についても考えるべきかも、私の公民会では対象外としているというふうなアンケートです。そういったものが実際に町民の方が感じたことが書いてあります。

ですので、外国人の方を担い手とするには難しいかもしれません。短期の就労では。同じその時期だけでも、さつま町に在所していらっしゃる同じ人間、人と人ですので、いつ起こるのが判らないのが災害でありますから、一緒に考えていく、そしてこういう講座に参加することで、私たちさつま町民、日本人のほうも防災の意識、リテラシー、能力を向上させるというふうに行くものだと思います。

これまでのいろいろな講座をいろいろされていると思いますけれども、出前講座にしても、町民から来てくださるのではなくて、全部の公民館に行っていたきたいですし、こちらからさせてください。町民というのは、どうしようかな、次でいいかなと思っているうちに、私も少し忘れていたりいたします。今年7月に起こったばかりですから、平成18年の水害から15年経った、さつま町にまた来年、線状降水帯が発生しないという保証はどこにも、だれにもできませんので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それでは、情報の在り方についての（1）終わります、最後の質問いたしました（2）今後のところの防災士を育成する考えはないかを、最後にお伺いいたします。防災士というのは、まずさつま町に現在何名いらっしゃるのか、把握ができているもののでしょうか。もし把握されていらっしゃるれば、人数と男女別の性別が判れば、お示しください。

○総務課長（原田 剛志君）

現在、さつま町に25名の方が防災士として登録されているようでございます。男女別におきましては、ちょっと今のところ名前だけで判断しますと、また男性、女性の部分が判らないところがございますので、現在25名いらっしゃるというようなところでございます。

○有川 美子議員

防災士、さつま町に25名いらっしゃるということですね。消防関係の御出身の方とかでしょうか。いろいろあられると思うんですが。実は私、鹿児島市内出身ですので、鹿児島市内の友人がおりますけれども、その中で、市議会議員をなさっている方が、防災士を、取得をなさいました。その話を伺って、私もこれは防災士というのを勉強しなければと思って、調べたところなんですが、防災士を鹿児島市は確か、業務委託で、ある会社に業務委託をして、鹿児島市がそこは無料という形で、120名定員とかで、今年も10月からそういう事業が始まっております。

全て無料ということでは、私は申し上げませんが、さつま町でどこに行っても、人材不足とか、担い手不足、そういった声を聞きますけれども、外国人の方の担い手ということではなくて、町民の日本人の方の防災意識を高めるリーダーの育成という課題に、防災士を行政のほう為主となって、そういう事業として行う考えはないか、もう一度伺います。

○総務課長（原田 剛志君）

この防災士につきまして、今、有川議員のほうから言われましたように、鹿児島市が行っているようでございます。鹿児島県も以前やっていたようでございますけれども、現在はやってないということでございます。

この研修会につきましては、1回で50名程度は集めないといけないというような条件等もございまして、市町村で独自でやっているのは、今現在、鹿児島市でしかないというようなことでございます。これをさつま町ですとといったときに、その50名をどう確保できるかと、いろいろな部分もありまして、先ほど言いましたように、少しハードルが高いのかなと

いう部分があります。

こういう部分につきましては、行政主体といいますか、そういうところで講座というよりも、そういう資格を取られる方に大体経費が6万円から7万円。現在は福岡のほうでやってらっしゃるようでございますので、旅費、それを含めた形の育成に関する支援という部分は、検討の余地があるんじゃないかなと考えております。

このほか、あと県の防災研修センターというところで、地域防災リーダー養成講座というのがあるようでございます。これは防災士まではいきませんけれども、地域防災の推進員、そういう部分の育成を兼ねた講座でございます。そういう部分については、研修料、講座料は無料でございますけれども、そこまで行くいろいろな経費とかそういうのについては、それなりに支援するという方法もあるんじゃないかと、今考えているところでございます。

○有川 美子議員

そうですね、50名をさつま町で募集というのは、少しハードルが高いかと思います。私の手持ちでは、行政の皆さんにしてください、してくださいというだけではいけないと、私は考えております。やはり代案という形で、こういったことはないでしょうか、こういったこともありますよという情報もお伝えしながら、一緒に議員として活動していきたいんです。

その中で、先ほどおっしゃってくださった育成に関する支援だったら、考える、検討の余地があると。そして、地域防災のリーダーを育成する。そういった講座が無料であると。そのような情報を、共有しながら、どのようにして、地域の担い手をつくっていくかというのを、ともに考えていきたいと思っております。

私は、令和3年7月の豪雨災害、まだ皆様、まだではないですね、苦しんでらっしゃって。私のもとにも、田んぼを、米を作るのは辞めようかと思う、話を聞いてくれんかと、そんなお話もまだ頂いております。今、議場の中にも、御自身の家族であったり、御自身の家、田畑が被害に遭った方もいらっしゃると思うんです。

ですからこそ、私たちはこれから10年、20年後に向けてできることを精いっぱい、今のうちにハード面じゃなくて、ソフト面、人への投資を一生懸命して、人を育てるというのを、行政と、そしてまち全体で、まちぐるみでしていく必要があると思います。

おかげさまで、4月に当選をさせていただいて今月で8か月目となりました。ということは、私の任期はあと3年と4か月少しであります。これは大変失礼ながら、町長も同じであります。私は来期もあるとは思っていないです。この4年間でいかに町民の皆様の暮らしと福祉を向上させることができるのか、これにまちぐるみで取り組む方法どうにかできないか、そういう視点でこのような質問をしております。

今後もまた防災について、いろいろと学びつつ提案ができる議員として、一般質問してまいりますので、今回は先ほど答えてくださいました、防災士の育成ではなく、関する支援であるとか、地域防災のリーダーの育成の情報も共有することというのを、早く御検討いただき、行動をしていただけるように要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時50分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時49分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

今期定例会最後の一般質問でございます。昨日からそれぞれ多彩な質問がなされておりますけれども、6月議会から、こちら28人目でございます。最後までおつき合いをいただきまして、先ほど来あります簡潔に明瞭に判りやすい御答弁を頂きたいというふうをお願いをいたしまして質問をいたします。

高齢者の交通対策についてでございます。

本町は周辺地域におきまして、この高齢化というのは非常に進んでおります。影響が危ぶまれてくるようになってから久しいわけでございますが、町長は今年、所信の中で、地域を回って改めて高齢化と人口減少が予想以上に進んでいるというのを実感したというふうに説明をされております。私もそのように思います。空き家が増えて、この自宅周りの清掃管理、これに手が回らないとか、農業生産活動、集落の協働活動などもですけれど、この高齢化による影響というのは、日増しに表れてきております。

特にこの交通機関の問題でございます。店舗の問題も6月で質問をさせていただきましたが、地域に住む高齢者の皆さん方が抱える不安というのは、大変に大きいというふうに思います。

所信に述べられた住み慣れた地域で安心して暮らすためにこれをどう解決していくのかということですが、多くの課題がありますけれども、今日はまず公共交通の問題を解決していただきたいというふうに思います。

今年8月に役場で行われた高齢者実態調査があります。既に公表はされておりますが、生活の中の困りごとを9項目調査されました中で、この通院に困っている、323人、買物に困っている、148人という数字が出ました。昨年はコロナで調査がされておられませんけれども、一昨年の数字等を見ても大分数字が少なくなってきております。今回は何らかの支援がある方は除いて、そういう実数を調査するという民生委員さん方の調査でございますから、これはもう地域の実態であるというふうに思います。こういった方々がいらっしゃる。通院と買物の困りごとそのものの数字は重なりがあるというふうに思います。それから、7月に乗合タクシーのやり方が変わりましたので、その後、8月の調査ですが、またちょっと数字が違う部分もあるかもしれません。

こういうような困りごとを多く抱えた地域の皆さんからいろんな声がかかってまいります。このさつま町におきまして、交通手段は自家用車が主流でございます。今回のこの高齢者実態調査では車の運転という部分についてはノータッチでありますので、今後はこの自家用車の問題、車の運転の問題、公共交通の問題というのは、生活の中でやはり一番大事な部分だというふうに思いますので、その部分をしっかりと地域の実態というのを数字としてデータを出しながら、その数字を見ながら、じゃあこの人たちをどうしていくかという一人一人を見た施策、政策につなげていっていただきたいというふうに思うわけです。

今、テレビ等でも高齢者の交通事故、痛ましい運転操作の誤りによる事故というのがあって大きな話題になっております。非常にそういったことがさつま町で起きてもおかしくないような、そういう状況にあるのではないかなというふうに思うんですが、特に回って行きますとそういう高齢者の方が車を運転されていらっしゃいます。隣に奥様を乗せて、やはり不安なんですね。ち

やんとしっかりと帰って来られるとか、ちゃんと間違いなく運転できるとか、そういう不安を抱えながら車を運転されていらっしゃるんです。そういう状況をぜひ解消していききたいというふうに思うんですが、それはもう私だけではなくて、皆さん方もそんなふうに思われるというふうに思います。

鹿児島県の統計データ上の運転免許の保有率は100人中81人というのが出ております。75歳以上の免許保有者はそのうち8%と、これは鹿児島県の数字です。全国比較でも上位を占めております。さつま町はひょっとしたらこれよりも数字的には上かもしれません。

このさつま町の高齢免許保有者数の免許返納者数、こういったのを把握されていらっしゃるというふうに思いますが、ただこの免許返納の問題等も先に進まないのであれば、返納をされた後、しばらくは返納をされた高齢者の方々に対する優遇措置、支援、そういったものが今の状況でいいんだろうかといったような、そういうところをやっぱりしっかりと考えていただきたいというふうには思います。

特に今、若い前期高齢者、65歳から74歳までの皆さん方でも将来の運転に対する不安というのはおありだと思います。私も白男川に住んでおりますけれども、ちょっと町まで5キロメートルぐらいありますから、バスはスクールバスしか通らないなといったようなことで、乗合タクシーもありますけれども、これは使っていいんだろうかとか、そういったようなことも考えたりもいたします。

今年の7月からその乗合タクシーが鶴田、薩摩の皆さん方が宮之城まで運行できるようになったと、1回の乗降で乗れるようになったというようなそういう説明がありまして、非常に皆さん喜ばれたんじゃないかなというふうに思います。これは1つの大きな進歩だというふうに思います。これまで公共交通のそういう協議会の場で、こういったことの取組をされたというのは成果だというふうに評価をしたいというふうに思いますが、ただ、その中でこの実態として乗合タクシーを使っていられっしゃる方々、一般の方々、実数的にはどうなんだろう。それから、スクールバスを朝晩運行されていらっしゃいますが、朝便、夕便に一般の方も利用できるようなそういう制度にされております。それらが実際どうなのか。利用されている方々が何人ぐらいおるんだろうかといったそういったこと等をお聞きしたいというふうに思うわけです。特にこの乗合タクシーにつきましても、今あちこち回っていきますと医療機関への通院とか、そういったようなものの利用というのも結構あるというふうに思います。ただ、路線を見てみますと、郡の医師会病院とか、佐志の病院とか、宮之城の地域の病院とかいったようなところは、マル印で昇降地点にチェックをかけながら乗り降りができるようにはなっておりますけれども、さつま町内、まだ船木のほうとか山崎のほうとか、結構総合病院、専門病院としてされていらっしゃる病院もあるんですが、そこらのその通院患者の方々が非常に不便だと、行けないと。宮之城で乗り換ええないといけないといったようなこととか、荷物を持って時間待ちをしないといけないとか、タクシーに乗れば料金が課金されて頻繁に使えないとか、いろんなそういうお話を伺うわけです。そういうところをやはり機会均等、平等に公平にというそういう行政の視点からちょっと見直しをしていただきたい。そんなに数はないとは思いますが、そういう困った方々が使えるように、そこまで乗合タクシーのエリアを広げていただけないだろうかといったようなところでございます。

特にこの乗合タクシー、コミュニティバスもですが、本来この地域公共交通というのは経済の循環を促すというそういう大きな目的があったはずなんです。やはりその視点を捉えながら、住民の皆さん方が町民の皆さん方が、これは使っていいんだと、お店に行って買物をするために使っていいんだと、病院に乗って行っていいんだといったような、そういう気持ちをやっぱり町民の皆さん方に啓発をしていくという部分は大変大事であらうというふうに思いますので、

そういった部分を今後は取組を進めていただきたいと思いますけれども、これに対して町長のほうの見解を、そしてまた今後の対応を御説明いただきたいというふうに思います。

〔中村 慎一議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、中村慎一議員のほうからの御質問に答えさせていただきます。

まず1点目の高齢者の交通対策、移動手段の確保対策についてでございます。

高齢化社会におけるこの日常生活の移動手段の確保につきましては、大変重要な課題であると認識しているところでございます。先ほど議員のほうからもありましたように、私も重要なことだと認識いたしております。

町内には民間の路線バスやタクシーに加えまして、町独自に乗合タクシーやコミュニティバスの運行をはじめ、対象要件はございますけれども、介護保険事業等による移動支援を実施しながら、さらには一部地域においてはボランティア組織も立ち上げられるなど、様々な形で高齢者等の生活支援、移動手段の確保が行われているところでございます。

乗合タクシーでは、平成30年度からドア・ツー・ドア方式を導入しまして自宅付近まで送迎できるよう運行体系を見直し、さらに本年7月からは、町内全域から買物施設や医療機関が多くある宮之城市街地までの移動を可能にするなど、利便性の向上と移動手段としての定着を目指して、事業の改善を図ってきているところであります。

今後におきましても、安全・安心な移動手段としまして公共交通事業者と一体となり、交通対策に取り組んでまいります。

次に、2点目の乗合タクシーに対し、地域によっては利用しづらいというような声があるということでございましての質問でございますけれども、自動車による人の輸送につきましては、道路運送法に基づきまして、路線バスのように走る道路が決まっている路線型と、運行する範囲を定める区域型があり、乗合タクシーが高齢化社会におけるよりよい利便性の向上を目指した区域型に該当しまして、町内を11のエリアに分けて運行を行っているところであります。一般のタクシー事業に近い形態が取れることが区域型の最大の特徴として捉えておりますけれども、あくまでも区域内での運行でありまして、異なる運行区域に移動するためには先ほど来ありますように、路線バスや乗合タクシー等への乗継が必要となっているところであります。

しかし、この乗合タクシーは、どのエリアも同じような時間帯に運行しているため、乗合タクシー同士で乗り継ごうとすると長い待ち時間が生じるというようなこともございます。これらへの対策としましては、乗合タクシーの各エリアの便数を増やし、待ち時間を減らすなどの対応が考えられますけれども、現状での便数増となりますとサービスを提供する委託事業者側への大きな負担や本来のタクシー事業収入への影響等も懸念されまして、結果として週の運行便、日数を減らすなどの調整が必要となってくると思われるところであります。

また、増便ではなく運行区域の拡大という対応も考えられますけれども、広範囲を運行区域として指定しているのは、民間タクシーの事業者やバス事業者であります。町の公共交通事業の見直し等は、民間事業者等を含めた協議会組織での調整が必要でありまして、現在は、宮之城市街地までの運行について協議が整っておりますけれども、運行区域の拡大につきましては、町の交通対策を運行面で支えていただいております交通事業者、バス、タクシー事業者等の経営面にも大きく影響すると認識していることから、その検討については、利用者はもちろんのことでございますけれども、運行事業者と様々な状況等を踏まえた慎重な判断が必要であるのではないかと考えているところであります。

いずれの対策におきましても運行費用の増加を伴い、また、利用者負担の増、乗車運賃の値上げなどにつきましても検討のお願いをしなければならなくなるなど、影響も出てくるものと考えているところであります。

現状におきまして、先ほど触れました本年7月の運行区域拡大によりまして、民間路線バスへの乗継環境の改善を図っておりますので、路線バス活用についても御利用いただければと思うところでございます。

町としまして、地域公共交通は移動手段としてだけではなくまちづくり、観光、健康福祉、教育など様々な分野において大きな効果をもたらすものでございます。全国の取組等も参考にしながら、今後よりよい地域交通を目指してまいりたいと考えております。

私も選挙の中で各地域に足を運んで回りましたが、やはりこの高齢化が本当に早いスピードで進んでいるというのは実感として感じております。ここにつきまして、本当にどういう形が一番いいのかというのはこの様々な協議会や、それから様々な皆さんの御意見等もお聞きしながら、よりよい制度でまた見直しも随時行っていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○中村 慎一議員

非常に難しいんだという説明でございます。今、町長の説明の中でありました、いろんな取組をやっています、介護保険の取組であったり、ボランティアの皆さん方の取組であったりといったようなところの説明をされました。こういう介護保険の総合事業のD型の取組というのが実態的にどういうことなのか。一般の方、ある程度、介護の認定までは行かない。フレイルの状態の方々が使いたいと言っても使えない。運転に不安があるけれどもまだ認定を受けていないので使えないといったようなところ。そしてまた、ボランティアの方々は、こういう移動支援をされるボランティアというのは限られております。何か所あるんでしょうか。私が知る限りでは、西町の方がお一人です。あとはございません。そういう状況で実数的に困っている方々が何人ぐらいいて、それを支援される方々がどういう体制でされていらっしゃるのか。そういうところなどを、もし把握をされていらっしゃるのであれば、それぞれの実数というのをお知らせいただきたい。

○高齢者支援課長（原田 健二君）

ただいま介護保険のほうの移動支援の関係の御質問でございます。訪問型移動支援サービスの利用の申請状況でございますが、令和3年9月末現在の分で分析をいたしておりますが、全件数で令和3年が今のところは7件でございます。ちなみに、令和2年度が18件、令和元年度が21件ということでありますけれども、割合といたしましては宮之城屋地地区がこれまでの割合的なところで見ますと10.6%とか、二渡地区が10.6%、そういったところで申請が多い状況でございます。

それから、その移動サービスの申請を受けた意向で適か不適かということを判定会でさせていただいているところでございますけれども、平成28年度から令和3年度、これまでに至ってある程度、適ということで採用させていただいておりますが、令和3年度まで、これまで平成28年度からの総件数といたしまして151件ございますけれども、92.1%を適として御利用いただいている状況でございます。

不適になった部分の内容でございますけれども、近場に移動の便があったりとか、あとは家族の協力がまだあったりとか、経済的な部分で負担に至らない月に1回ぐらいの利用であったりとか、そういった部分での不適の部分がございますが、これは今後そういった部分が厳しくなった場合には、また、さらに申請をしていただいと云ったような対応を取らせていただいているところでございます。

以上です。

○中村 慎一議員

今ありましたけれども、非常に年間の件数が少なくなっているようです。これは介護の適、不適といったようなことがありましたけれども、町長も御存じでしょうけれども、介護の認定申請をする中で、この介護タクシーを利用したいというそういう申請に対する取組です。ですから、この後期高齢者の中でも平均寿命が男性で83歳、女性で86歳です。健康寿命というのもございますが、日本の場合は75歳です。ですから、75歳、後期高齢になるとそういう健康寿命が来てしまう。そして、83歳、86歳というところでこの平均寿命が来てしまう、その間、じゃあこういう車の運転は免許証を持ってされていらっしゃる方々がどういう状況で運転をされているのかといったようなことですが、まずは先ほちょっと聞き損ねましたけれども、この75歳以上の運転免許保有者、運転をされていらっしゃる方々の数字は判っていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（原田 剛志君）

その免許保有者の75歳以上の分については、現在、資料は持ち合わせておりませんので御了承いただきたいと思います。

○中村 慎一議員

私がちょっとインターネットで調べてみたんですけども、鹿児島県がこの県の総まとめの資料の中で、先ほど申し上げました100人中の81人というそういう資料の中に、この75歳以上の免許保有者は8%だと、鹿児島県内の平均は8%だというそういう数字が出ております。本町のこの免許保有者が1万4,000人ぐらいあるんですか。それで計算をしますと大体1,100人を超える数字が出てまいります。特にこれは宮之城地区、薩摩地区、鶴田地区を見てみますと、特にその保有率というのは宮之城よりも鶴田のほうが高い、鶴田よりも薩摩のほうが高い、そういう傾向にあります。ですから、周辺部に行けば、やはりそういう免許を保有しながら車を運転されるという方々が結構たくさんいらっしゃるということでもあります。

先ほどありました、この運行区域の件ですが、広くすると料金の問題とかいろんな問題があつてなかなか難しい、協議会に話をしないといけない。協議会でどういう議論になるか判らないといったようなそういう推測での説明だと思うんですが、一度でもこの交通事業者の協議会の中にそういうテーマを出して、町が抱える課題、問題というのをあからさまにして説明をされて、そういう難しいなというそういうことだったんでしょうか。そういうことをされたことがあるんでしょうか、どうでしょう。

○企画政策課長（角 茂樹君）

ただいま御指摘の部分でございます。おっしゃるとおり、協議をする中においては本町では地域公共交通会議、あるいは地域公共交通活性化協議会というものを持ちまして、その中で様々な地域公共交通に関しての協議は行っているところでございます。

今御指摘のような案件につきましては、協議会の中でもいろんな形では協議はしているところでございますが、特に乗合タクシーであったりコミュニティバスであったり、町が独自でやっている部分については、それを担っていただいている町内の3事業者の方々とは独自に集まっていたきながら、そのような話し合いを行ったことは幾度とあります。こういった7月のエリア拡大をする段階におきましても、幾度となく会議を行わせていただきながら、こういった問題等についても協議をしております。

ただ、どうしてもやっぱり事業者としては便数を増加ということになりますと車両の問題、あるいは運転手の問題、あるいは町側としましてはその委託料の問題、予算額が増加してまいりま

す。そういったことであるとか、あるいはまた事業者自体の経営主力であるタクシー事業への影響といったもの、非常にこういったいろいろなもろもろが嵩んできて問題が絡み合ってまいります。そうした中で我々としては、非常に高齢者の今おっしゃったような事情もくみながら、最大限の町内交通環境を最大限に利用できる環境を生かす方策として、今回7月のエリア拡大といったところまでこぎつけたところでございますが、これで終わりとは思っておりませんので、こういったところは今御指摘をいただいたような部分を含めながら、またさらに研鑽は加えていきたいと考えております。

○中村 慎一議員

過去にそういう協議会の中での話をしてきているんだといったようなことであります。ただ一つ、この私の考えというか目線でいきますと、やっぱり乗合タクシー、こういう地域の公共交通機関というのは、そこに住む人たちが自由に町内をあちこち行けるようなそういう居住環境、これはもう移住定住とか、この町はいい町ですというそういう情報発信をする上でも非常に大事な部分だと思うんです。先ほどもありました安全というのは第一、2番目が医療機関だと。医療機関が薩摩郡の医師会病院が中心になっておりますけど、今、町内のこの病院に通院されていらっしゃる、入院されていらっしゃる方々が、例えば郡の医師会病院のほかに、例えばクオラ病院、山崎の専門の病院、いろいろあるかと思うんですが、クオラの病院も非常に総合診療化されておまして、非常に窓口も数も多いですし、患者の皆様方も多いです。特にクオラの場合は、介護施設をたくさん運営されていらっしゃるんです。そういう状況にある、いわゆる基幹的な総合病院でいらっしゃるわけですので、そういうところに治療、診療に行かれるという高齢者の方々、患者の皆さん方が不公平に思っている部分もある気もするんです。そういう意味では郡の医師会病院もだけど、クオラも利用者が多いので、やっぱりそこらのところは支援しないといけないという、そういう公平性の観点からもそういった点はクリアしていただきたいというふうに思うんです。そこら辺について、もう一遍、御説明を願いたいんですが、町長はどういうふうに思っているんですか。

○町長（上野 俊市君）

今、議員のほうからありましたが、クオラの関係等についても上げられましたけれども、私もその観点はよく理解しているとは思っているところでありますけれども、それぞれやはり利用される方等の形態も異なりますし、いろんな対応があるかと思っております。先ほど来ありますように、様々なところでいろんなことも想定しながら協議を重ねてきているところでございまして、今後、ここあたりの関係等については、毎年見直しを行いながら進めていきたいと思っておりますし、また、今年ではできませんでしたけれども、来年には地域に入りまして、地域の声も聞きながら、よりよい形での運行というのはもう当然していかなければならないと考えているところでございます。

今現在のところは、7月からこういう形で運行もいろいろ見直しを行いながら取り組んでおりますけれども、今後については、本当にこの利用される方の利便性というのもまず置きながら、あとは財政的な問題、事業者等の問題等もありますので、ここあたりを総合的に勘案しながら、また見直し等も進めていきたいと思っているところであります。

○中村 慎一議員

見直し等を進めていきたいということですが、どういうふうに見直しをされていかれるのか、私どもが地域を回って行きまして、地域にお住まいの方々から聞いたことを今る説明をしてみました。ですから、非常に困っている。そして、フレイルの状態にありながら車の運転をされている。そういうところに対する対策というのをしっかりと考えて方策を講じ

ていただきたいというふうに思うんですが、そのエリアの問題、区域の問題もですけれども、これを課長のほうでそれぞれ協議をされて来ておられるというふうに思うんですが、これは町長の一つの大きな政策の柱として、どこに住んでも安心して暮らしていける、そういうことのためにこの部分は欠かせないというそういう説明をしながら協力を仰いでいただきたいんですけれども、これについて町長は、どういうふうにお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

議員から言われることにつきましては、私もじかに聞いている部分等もとにかくございます。それはもう十分認識いたしております。ですが、これが全てに対してそのような形で当然ながら公平性というのは当然のことなんですけど、やはり限界がありますので、本当によりよい形でのこのところで設定を見出しながらいかなければならないと思っております。全ての方に対して本当にこの細かいところまできちんとできるようであれば、それがもう一番ベターなところなんですけど、なかなかそれが今はできない部分の中でどういう形にしたほうがもう少しこの利便性が上がってくるのか、使われる方が本当にいいのかというのは我々も本当に知恵を絞りながら今やっているところでありまして、今後についてもそこについては十分、議員のおっしゃることについては理解しておりますが、今のところそういう形でしっかりと対応を我々としましては取っていきながら、できるところは見直しを行い、また利便性を高めていくということで御了解いただきたいと思います。

○中村 慎一議員

それでは、ちょっと課長のほうに、先ほどお聞きしましたけれども、この乗合タクシーの利用の実数、それとコミュニティバスの一般の皆さんの利用の実数、それらが判っていたらここでお示しいただきたいと思います。

○企画政策課長（角 茂樹君）

まず、乗合タクシーの利用状況でございます。平成30年度から申し上げます。年間の利用者が大体5,870人でございます。令和元年度になりますと6,634人、令和2年度になりますと8,328人というような数字が出ておりまして、だんだんとう利用状況は伸びてきております。これは一つにこれまで平成元年度から議員から御指摘がありますように、こういった交通体系をわざわざ町で敷いておりまして、ここいらをやはり皆さん方に知っていただくと、時刻表を配っただけでは終わってはいけないということで、担当者もまめにサロン等に出前講座等を持ちながら回らせていただいて、いろいろとそういった中で議員がおっしゃるような利用者の声、あるいはそういった利用を今までしていなかった高齢者の方々の声をお聞きしながら、今回7月のこういったエリア拡大にもつながっていったということでございまして、今後におきましても、こういった周知あるいは啓発活動、そういったものをしながら、今おっしゃったような声もお聞きするかというふうに思っておりますし、我々もそういったお声をお聞きしておりますので、そういったのを踏まえながら病院あるいは買物、そういったものをうまく時刻表の中で回せるような形でアクセスは整えていきたいというふうに考えております。

コミュニティバスの一般の利用者についてでございます。一般の利用者につきましては、今現在、通学優先バスという形ではなっておりますけれども、この当時は令和元年度で言いますと812人、大人の利用です。令和2年は1,232人、大人の利用がございまして、ただこれは薩摩支所線、今エリア拡大をしまして支所線はもうなくなったんですが、ああいった支所線があった関係上、ああいった乗継をされて利用されたというのが大きな数字のウエイトを占めておりますので、実質これらを除きますと50人行かないぐらいというような実数にはなっているところでございます。

○中村 慎一議員

今、課長の御説明がありましたけれども、だんだんタクシーのほうも増えてきているようです。あとはこのコミュニティバスの利用がどういうふうになっていくかといったようなところが課題ではないかなというふうに思います。

令和3年度のこの当初予算を見ますと、この川内とか鹿児島とかこういう基幹的なバスの運行の赤字補てんに979万円、それからこの通学優先便の委託、スクールバスです、これが4,537万円、それから乗合タクシーの委託3社分です、1,904万円ということでそれぞれ出ております。締めて7,500万円ぐらい使われる。そしてまた、今年、地域公共対策のこの関係で過疎債を6,400万円借りて、これをその資金にしているというようなところであります。この過疎債というのは、言わば国の補助金みたいなものでありますが、こういう金額を投入してされていらっしゃるんですが、今回のこの12月の補正でも出てきましたふるさと納税のこの基金の活用等が出てきておりますけれども、こういう部分でこのもうちょっと乗合タクシーの委託料、ここの部分がある程度支援をしながら、そういう高齢者のほうの利用に回していただくというのはちょっと考えられないのかなというふうに思うんです。よそからさつま町を応援するという寄附金ですから、返礼品の問題もあるかもしれませんが、そういうのをこれまでさつま町を支えてきた方々が周辺地域にいらして、この方々をしっかりと支えていくという部分に使っていただきたいというふうに思うんですけれども、そこら辺について町長はどうでしょう。ちょっとお考えをお聞きたいというふうに思います。

○町長（上野 俊市君）

ふるさと納税の基金の活用関係等については、今おっしゃいましたようにふるさとを愛するために頂いたものでございます。その方々の思いというのもございまして、いろんな基金の活用方法というのはあるかと思いますが、全体的な活用方法の中で検討はしていきたいと思います。

○財政課長（富満 悦郎君）

ふるさとさつま応援寄附金の財源の充当につきましては、ふるさとに愛着の持てる魅力あるまちづくりを推進するためということになっております。その中で4項目ほどある中で高齢者の健康福祉、生きがいづくりに関する事業というのも挙げられておりますので、この基金を活用することは十分可能であると考えております。

○中村 慎一議員

これまでの説明を受けてきましたけれども、なかなか思い切った回答を頂けておりませんが、前向きに捉えたいというふうに思います。

早速、今、町長がおっしゃったように次回そういう取組を進めていくというようなことを御説明されました。やはり、地域に住んでいても安心して生活ができる。年を取っても行きたいところにいけるという、そういう住環境というのはこの町の魅力の源になっていくというふうに思うんです。そういった部分をふるさと納税ではこういう形で活用していますというようなことを情報発信しながら、また、さらに寄附を募るという方法等もあろうかというふうに思うんです。そしてまた、移住定住のほうでも田舎に空き家がたくさんありますよと、ここに住んでも全く問題ありません、医療機関も交通問題もクリアしていますという、そういうような町の情報発信というのをやっぱりしていくためには、ここの部分というのは欠かせない部分だというふうに思います。

そうったところを地域振興の一つの布石として取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。１２月６日は、午前９時３０分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前１１時３２分

令和3年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

令和3年12月6日

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和3年12月6日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 新 改 幸 一 議員	2番 平 山 俊 郎 議員
3番 上 圀 一 行 議員	4番 橋之口 富 雄 議員
5番 中 村 慎 一 議員	6番 上別府 ユ キ 議員
7番 森 山 大 議員	8番 新 改 秀 作 議員
9番 平八重 光 輝 議員	10番 有 川 美 子 議員
11番 古 田 昌 也 議員	12番 岸 良 光 廣 議員
13番 上久保 澄 雄 議員	14番 川 口 憲 男 議員
15番 柏 木 幸 平 議員	16番 宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 萩木場 一 水 君	議事係 長 竹 下 和 男 君
議事係 主査 西 浩 司 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 上 野 俊 市 君	副 町 長 高 田 真 君
教 育 長 原 園 修 二 君	総 務 課 長 原 田 剛 志 君
企画政策課長 角 茂 樹 君	財 政 課 長 富 満 悦 郎 君
税 務 課 長 松 山 和 久 君	町民環境課長 下 田 良 二 君
保健福祉課長 佐 藤 秀 樹 君	農 政 課 長 山 口 泰 徳 君
担い手育成支援室長 田 島 浩 喜 君	耕地林業課長 櫻 伸 一 君
商工観光PR課長 市 来 浩 二 君	ふるさと振興課長 米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長 野 田 真一郎 君	消 防 長 下 村 晴 彦 君
教育総務課長 早 崎 行 宏 君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 7 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 2 議案第 6 8 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 9 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 4 議案第 7 0 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 7 1 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	67	さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
	68	さつま町国民健康保険条例の一部改正について
	69	令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 19款 繰入金 20款 繰越金 21款 諸収入（関係分） 22款 町債 歳 出 1款 議会費 2款 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 12款 公債費 人件費全部 第3条 債務負担行為の補正 第4条 地方債の補正
	70	令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
	71	令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
文教経済 (第2委員会室)	69	令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 13款 分担金及び負担金 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 17款 財産収入 18款 寄附金 21款 諸収入（関係分） 歳 出 2款 総務費（関係分） 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費

委員会	議案番号	件名
		1 1 款 災害復旧費 第 2 条 繰越明許費の補正

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから11月30日に提案がありました議案第67号から議案第71号までの議案5件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第2「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」及び日程第2「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、以上の2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第3「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○上別府ユキ議員

工事価格について、相対的な部分で質問してよろしいでしょうか。

昨今、原油の価格の高騰や建設関係資材等の高値などがよく耳にしますけれども、今回の補正に係るこの工事価格などは、その影響を受けているのかどうか。もし、以前に比べて受けているのであれば、全く以前を知りませんので、どれぐらいの値段が上昇しているのかというのが判りましたら教えてください。

○財政課長（富満 悦郎君）

工事の金額については、設計の単価がそれぞれ決まっているところではありますが、今回の予算の計上については、まだその影響は受けていないところでございます。

○上別府ユキ議員

判りました。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案第69号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

**△日程第4「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康
保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第5「議
案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別
会計補正予算（第2号）」**

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び日程第5「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○新改 幸一議員

所管が違いますのでお伺いします、1点。

この議案第71号の補正の関係ですが、予算の組替えですから事業費が増減ということはないんですが、この、機能強化対策事業費の中での、この、施設改修工事19万9,000円も予算組んであるんですが、どんな改修工事をされるか、内容をもう少し詳しくお知らせいただきたいと思います。

○町民環境課長（下田 良二君）

施設改修工事につきましては、1工区が機械器具設置工事、2工区が電気工事であり、19万9,000円は1工区の機械器具設置工事に充てるものであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま、議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から12月8日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

12月20日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時37分

令和3年第4回さつま町議会定例会

第 5 日

令和3年12月20日

令和3年第4回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和3年12月20日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長	萩木場 一 水 君	議 事 係 長	竹 下 和 男 君
議 事 係 主 査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	原 田 剛 志 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	松 山 和 久 君	町民環境課長	下 田 良 二 君
保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君	子ども支援課長	藤 園 育 美 君
農 政 課 長	山 口 泰 徳 君	担い手育成支援室長	田 島 浩 喜 君
耕地林業課長	櫻 伸 一 君	商工観光PR課長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真一郎 君
教育総務課長	早 崎 行 宏 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 6 7 号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 2 議案第 6 8 号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 6 9 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 4 議案第 7 0 号 令和 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 7 1 号 令和 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 7 4 号 令和 3 年度さつま町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 7 議案第 7 5 号 令和 2 年 林道災害復旧事業 北薩 2 号線工事請負変更契約の締結について
- 第 8 議員派遣の件
- 第 9 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和3年第4回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、日程第2「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」、日程第4「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第5「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」から日程第5「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案5件を一括して議題とします。

これからそれぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の報告をいたします。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」、「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」関係分、「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、全世代型社会保障改革の方針に基づくもので、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額を5割減額するものであります。

質疑の中で、今回の改正により影響額はどれくらいになるのかただしましたところ、今年度の該当者で積算すると79人が対象となり、影響額は90万円程度であるとのことであります。

次は、「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、産科医療補償制度の改正により掛金が4,000円引き下げられることになり、出産育児一時金の支給総額42万円を維持すべきとされたことから、健康保険法施行令の改正に基づき、出産育児一時金を4,000円引き上げるものであります。

次は、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の２款１項１６目行政連絡事務費に１２０万円が計上されております。これは、鶴田区公民館の運動広場施設整備補助として１００万円、麓公民会と城内公民会の合併事務費補助として、両公民会に１０万円ずつを補助するものであります。

質疑の中で、城内公民会の集会施設は非常に古くなっており、取り壊すと聞いているが、施設解体費用の補助についていただきましたところ、区公民館等施設整備事業補助金交付要綱に基づき、解体費用の一部について補助することができるのとこととであります。

次に、３款２項２目児童手当事業費に８８万円が計上されております。これは児童手当制度の改正に伴うシステム改修負担金で、改正内容は、現況届が一部の世帯を除き不要となり、高所得世帯への特例給付が所得超過により支給されなくなるものであります。

質疑の中で、システム改修負担金の積算根拠についていただきましたところ、現在使用している町村会のシステムで、児童手当の支給件数等に関わらず、一律８８万円の負担金となっているとのこととであります。

次に、４款１項４目新型コロナウイルスワクチン接種事業に２,４８３万８,０００円が計上されております。これは３回目の新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る費用で、ワクチン接種の業務委託料のほか、予診票の郵送費、予約管理システム改修費などであります。

質疑の中で、３回目の追加接種の時期についていただきましたところ、国の接種計画に基づき、２回目接種から８か月後に追加接種を計画している。高齢者等の追加接種については来年１月から予定しており、対象者には１２月下旬に予診票などを郵送する予定とのこととであります。

また、１２歳未満の子供に対するワクチン接種の見込みについていただきましたところ、５歳から１１歳までは来年２月をめどに接種体制を整えるよう国から通知があったため、ワクチン接種の承認があり次第、進められていくとのこととであります。

次に、９款１項３目常備消防施設費に３１２万４,０００円が計上されております。これは自動心肺蘇生器１台の購入費用で、現在、救急車に積載している１台に加え、２台目の救急車に積載しようとするもので、心臓マッサージと人工呼吸を連動させ、搬送中も中断なく使用できるものであります。

質疑の中で、自動心肺蘇生器の操作に特別な資格が必要なのかただしましたところ、特に資格は必要ないため、救急隊員であれば、誰でも操作ができるとのこととであります。

また、自動心肺蘇生器の導入により、どのようなメリットがあるのかただしましたところ、長時間の心臓マッサージは疲労が蓄積し、継続したマッサージが困難であるため、救急隊員の負担軽減につながることに加え、患者との直接的な接触を避けることで、感染症対策にもなるとのこととであります。

次に、債務負担行為の補正については、ごみ収集業務委託及びクリーンセンター等運転管理業務委託が令和４年３月３１日で契約終了となることから、ごみ収集業務委託の限度額２億９,２５８万７,０００円、クリーンセンター等運転管理業務委託の限度額２億４,７１９万円を追加するものであります。

質疑の中で、これらの業務委託の内容変更があるのかただしましたところ、ごみ収集業務は収集区域の変更を、クリーンセンターの運転管理業務委託は計量を担当していた会計年度任用職員を管理業務に含めて委託するとのこととであります。

また、クリーンセンター等運転管理業務委託の内容変更により、常駐する町職員の処遇についていただきましたところ、クリーンセンターの事務所を環境センターに集約して管理を行う予定であり、クリーンセンターには町職員が常駐しない体制になるが、当分の間は、引き継ぎ期間として職員を配置するとのこととであります。

次は、「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、税制改正に伴うシステム改修負担金7万7,000円、一般被保険者の高額療養費200万円などが計上されております。

質疑の中で、高額療養費の疾病と高額請求金額についてただしましたところ、高額療養費の件数が増え、新生物や筋骨格系の疾病が多い状況であり、今年度は500万円を超える請求が3件あるとのことであります。

次は、「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出の同一目内での予算の組替えを行い、施設改修工事に係る経費を計上するもので、予算の総額に変更はないものであります。

一括質疑で、季節性インフルエンザの予防接種について、昨年度実施した年齢制限のない接種費用の助成が今年度はなかったが、医療費を抑えるための予防策として取り組んでいく考えはないかただしましたところ、昨年度は流行の兆しがあると県から事前に通知があったため、年齢制限のない接種費用の助成を行ったが、今年度は生後6か月から小学校6年生までと中学3年生、高校3年生、65歳以上の高齢者及び妊産婦のみを助成対象としたところである。必要なワクチン確保の観点から、今年度の年齢制限撤廃は困難だが、来年度は状況に応じて検討していきたいとのことであります。

最後に、クリーンセンターの運転管理業務委託に伴い、出納事務や苦情処理等、管理する職員が不在となることについて見直す考えはないか、特に町長の見解をただしましたところであります。常駐職員を配置しない予定であるが、委託業者が慣れるまでの間、特に繁忙期については職員を配置しながら対応していきたいと考えている。管理状況を注視しながら、今後の職員配置について検討していくが、基本的には業者にしっかりとした対応を取ってもらうことが原則であり、町民の利便性に支障がない形で委託を行っていくとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

おはようございます。文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」関係分の議案1件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、6款1項農業費の関係であります。5目農産園芸振興費には、本年7月の豪雨災害で被災されたイチゴ農家へ、栽培施設復旧費の補助金352万9,000円が計上されております。

質疑の中で、被害を受けた施設は局地激甚災害の対象とならないのかただしましたところ、現

在では対象となっていないことから、町単独での補助となったが、国や県による事業創設の要望等は行っている。事業が創設された場合は、国や県の補助事業で対応していきたいとのことであります。

次に、6款2項林業費の関係であります。

質疑の中で、林道での災害査定は危険で険しい箇所等があると推測するが、ドローン等を活用する計画はないかたまたましたところ、現在では、国や県からそのような情報はないとのことであります。

次に、7款1項商工費の関係であります。

3目物産観光費には、薩摩のさつまブランド推進協議会への負担金20万円が計上されております。

質疑の中で、他の自治体では、テレビコマーシャルでその自治体のネーミングを使用し、PR活動をしているようだが、本町でも各メディアを使い、テレビ放映などでPRしていく考えはないかたまたましたところ、既に南日本新聞では紹介していただいております、「薩摩のさつま」としてのブランドを立ち上げ、各メディアの協力をいただきながら、PR活動を行っていきたいとのことであります。

7目移住定住促進費には、新卒者就労支援奨励金340万円の減額が計上されております。

質疑の中で、減額補正となった理由についてたまたましたところ、当初予算作成時に町内各企業へ調査した資料を基に予算編成しているが、新卒者就労支援奨励金と転入者就労支援奨励金に重複する者は、転入者就労支援奨励金の対象としていることと、調査時点以降に退職した者もその要因となり、予算編成時点より対象者は減っているとのことであります。

次に、10款1項教育総務費の関係であります。

3目教職員住宅管理費には、修繕料40万円が計上されております。

質疑の中で、長年入居がない住宅は維持管理費がかかることから、売却などの考えはないかたまたましたところ、老朽化や入居見込みのない住宅は、解体撤去や公売による処分を検討しており、将来的には60戸ある住宅を約30戸に減らしたいとのことであります。

次に、11款2項土木施設災害復旧費の関係であります。

1目道路橋梁河川災害復旧費には、公共土木施設災害復旧事業費3億2,800万円が計上されております。

質疑の中で、災害に関連し、復旧工事により被災箇所以外の道路等が傷んだ場合の対応についてたまたましたところ、災害復旧に関連する工事等で補修が必要となった場合は、町単独予算で補修を行っていききたいとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第67号及び議案第68号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」及び「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」の議案2件について、一括して採決します。

議案第67号及び議案第68号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 さつま町国民健康保険税条例の一部改正について」及び「議案第68号 さつま町国民健康保険条例の一部改正について」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第69号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第10号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第70号及び議案第71号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して採決します。

議案第70号及び議案第71号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第70号 令和3年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」及び「議案第71号 令和3年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第6「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について提案理由を申し上げます。

これは児童福祉費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億4,564万円とするものでございます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○古田 昌也議員

この事業の終結は、いつ頃をめどに考えているのでしょうか。お示してください。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

一括給付につきましては、申請が不要な方あるいは申請が必要でも、現在本日までに申請を頂いている方は、12月中に給付を終了いたします。日程につきましては、本日議決後に調整予定です。

以上です。

○新改 幸一議員

今回の緊急対策の関係なんですけど、テレビでも相当いろいろ議論もされて、報道もあったようなんですが、我がまちで、今回のこうした決定する給付について、年収960万円を超える世帯を除きということのきちとした法的なこのあるんですが、我がまちに960万円を超える18歳以下のお子さんをお持ちの家庭というものがあるものか、そこあたりが判っていれば、お示しいただきたいと思います。

○子ども支援課長（藤園 育美君）

18歳以下ではなく、私どもが把握しているところは、15歳以下児童手当を受給していらっしゃる世帯で、年収が超えていらっしゃる世帯の子供さんが73人ということで把握しております。

また、高校生につきましては、そこが、申請がないと把握ができませんので、中学生以下の数字だけ現在把握しております。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第74号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第74号 令和3年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第7「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」でございます。

これは、さきに締結いたしました、令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事の請負金額につきまして、変更しようとするものでございます。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○耕地林業課長（櫻 伸一君）

それでは、「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」、説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま、議題となっています議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第75号 令和2年 林道災害復旧事業 北薩2号線工事請負変更契約の締結について」は、可決されました。

△日程第8「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。「議員派遣の件」については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件」は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第9「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お配りしました申出書の各事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和３年第４回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前１０時０８分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 古 田 昌 也

さつま町議会議員 岸 良 光 廣